

【表紙】

| | |
|--|--------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2021年11月9日提出 |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 横川 直 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【電話番号】 | 03-6250-4740 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 三菱UFJ 外国債券オープン |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三菱UFJ 外国債券オープン（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.1%（税抜1%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2021年11月10日から2022年11月9日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース））に連動する投資成果を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|------|------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| | | 債券 | | |
| | 海外 | 不動産投信 | MRF | |
| 追加型 | 内外 | その他資産 () | ETF | 特殊型 () |
| | | 資産複合 | | |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ | 対象 インデックス | 特殊型 |
|---|--|--|----------------------|-----------|--|---|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 年2回 年4回 年6回 | グローバル (日本を除く) | ファミリー ファンド | あり () | 日経225 | ブル・ベア型 |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () | (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 () | 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし | TOPIX | 条件付運用型 |
| 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般 ク レジット属性(高 格付債))) | | | | | その他 (FTSE世 界国債イン デックス(除 く日本、円換 算ベース)) | ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 () |
| 資産複合 () | | | | | | |

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容に

については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

| | | |
|---------|-----------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われたいファンドをいいます。 |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信（リート） | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | MMF（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。 |
| | MRF（マネー・リザーブ・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。 |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

| | | | |
|--------|----|------|---------------------------------------|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 大型株 | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |

| | | |
|--------|-----------|---|
| | 公債 | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 社債 | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他債券 | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | クレジット属性 | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
| | 不動産投信 | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年1回 | 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年2回 | 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年4回 | 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年6回（隔月） | 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年12回（毎月） | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日々 | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 投資対象地域 | グローバル | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 北米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アフリカ | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中近東（中東） | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | エマージング | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 |

| | | |
|----------|---------------------|--|
| | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |
| | なし | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | TOPIX | 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を除く世界各国の公社債を実質的な主要投資対象とし、日本を除く世界各国の国債の指標であるFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。

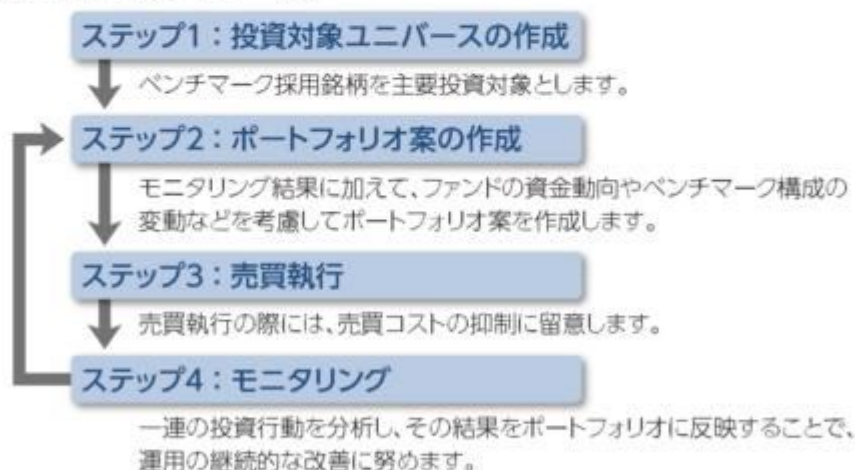
ファンドの特色



日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

- 運用にあたっては、外国債券インデックスマザーファンドを主要投資対象とします。なお、公社債、短期金融商品に直接投資することもできます。株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りません。

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色2

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。
 - ファンドが連動をめざすFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがってファンドは日本を除く世界各国の公社債の中から投資適格債を実質的な主要投資対象として運用を行います。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

<長期信用格付けについて>

| | 信用力 | | | | | | | | | |
|---------|---------|----|---|-----|--------|---|-----|----|---|---|
| | 投資適格格付け | | | | 投機的格付け | | | | | |
| Moody's | Aaa | Aa | A | Baa | Ba | B | Caa | Ca | C | - |
| S&P | AAA | AA | A | BBB | BB | B | CCC | CC | C | D |

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のAaからCaaまでの格付けには[1,2,3]、S&Pグローバル・レーティング(S&P)のAAからCCCまでの格付けには[+,-]という付加記号を省略して表示しています。

- 長期信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

特色3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、市況動向の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。
- 市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

| | |
|--------|-------------------------|
| 外貨建資産 | 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 |
| デリバティブ | デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 |

■分配方針

- 年1回の決算時(8月10日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|-------------|--|
| 2000年8月18日 | 設定日、信託契約締結、運用開始 |
| 2004年10月1日 | ファンドの名称を「東京三菱 外国債券オープン」から「三菱 外国債券オープン」に変更 |
| 2005年10月1日 | ファンドの名称を「三菱 外国債券オープン」から「三菱UFJ 外国債券オープン」に変更 |
| 2021年5月11日 | ファンドの投資対象に「外国債券インデックスマザーファンド」を追加 |
| 2021年11月10日 | ファンドの投資対象から「三菱UFJ 外国債券マザーファンド」を削除 |

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

| | |
|----------|-------------|
| 投資家（受益者） | |
| お申込金 | 収益分配金、解約代金等 |

| | |
|---|--|
| 販売会社 | 募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。 |
| お申込金 収益分配金、解約代金等 | |
| 受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社） | 委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 信託財産の保管・管理等を行います。 | |
| 投資 損益 | 信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。 |
| マザーファンド | |
| 投資 損益 | |
| 有価証券等 | |

委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|--------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況（2021年8月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
1985年8月1日
- 資本金
2,000百万円
- 沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 211,581株 | 100.0% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

外国債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース))に連動する投資成果を目指して運用を行います。

また、公社債、短期金融商品に直接投資することもできます。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限り、

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、)

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国債券インデックスマザーファンド受益証券(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)のほか、次に掲げるものとします。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券
 14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

< 外国債券インデックスマザーファンドの概要 >

（基本方針）

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

投資態度

主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスと

の連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

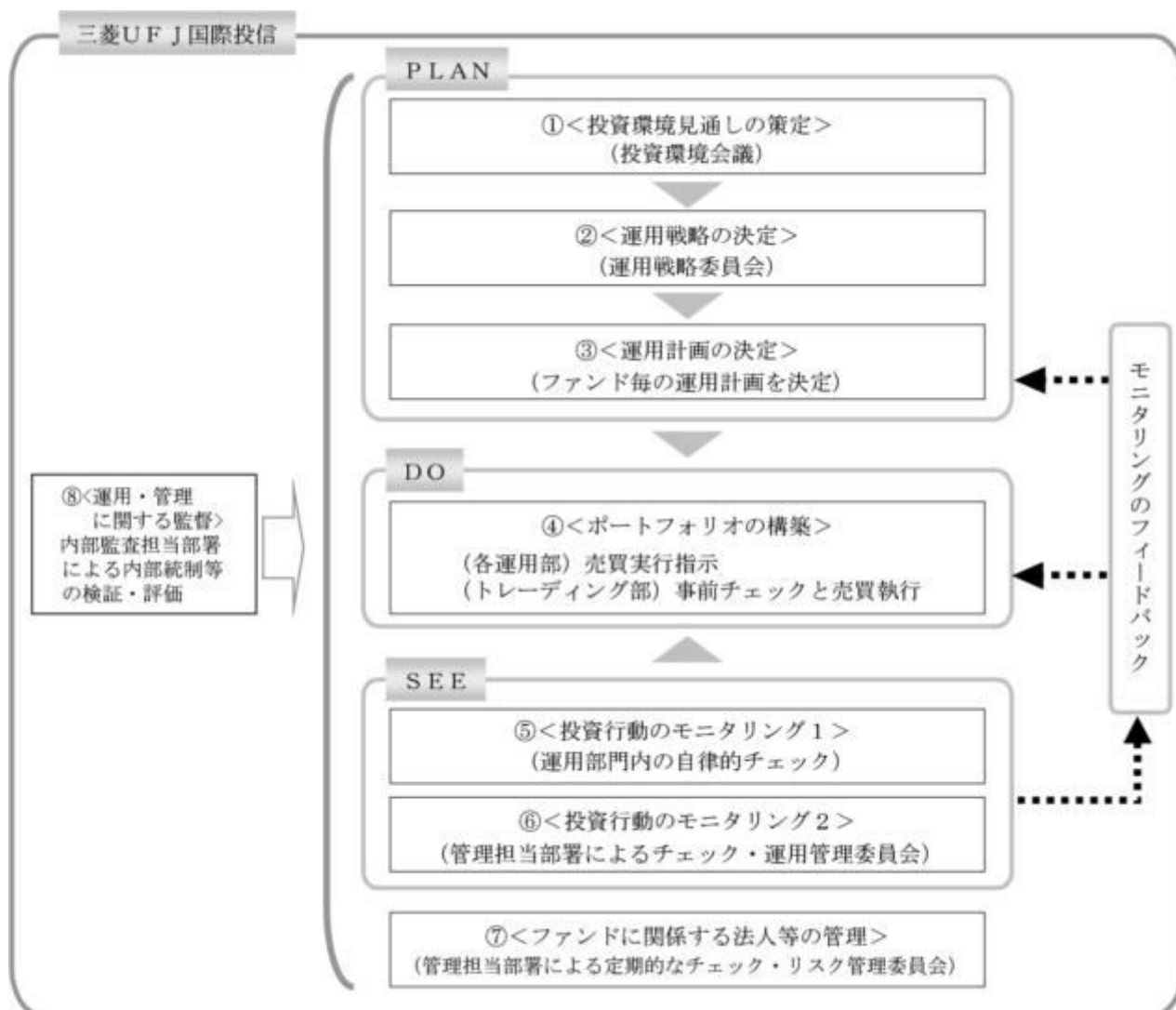
スワップ取引を行うことができます。

外国為替予約取引を行うことができます。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

（3）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象収益等についての分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.、
において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価

総額の割合を乗じて得た額をいいます。

新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財

産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の

債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けま
すので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引
規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのこ
とを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債
の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可
能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあ
ります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオ
フ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではあり
ません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに
相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上
がり小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の
下落要因となります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資
対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザー
ファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドは、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する
ことをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取
引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じるこ
と、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構
成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあ
ります。
- ・投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受け
ることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から
独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほ
か、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に
応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理
し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行
い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管
理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性につ
いて評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

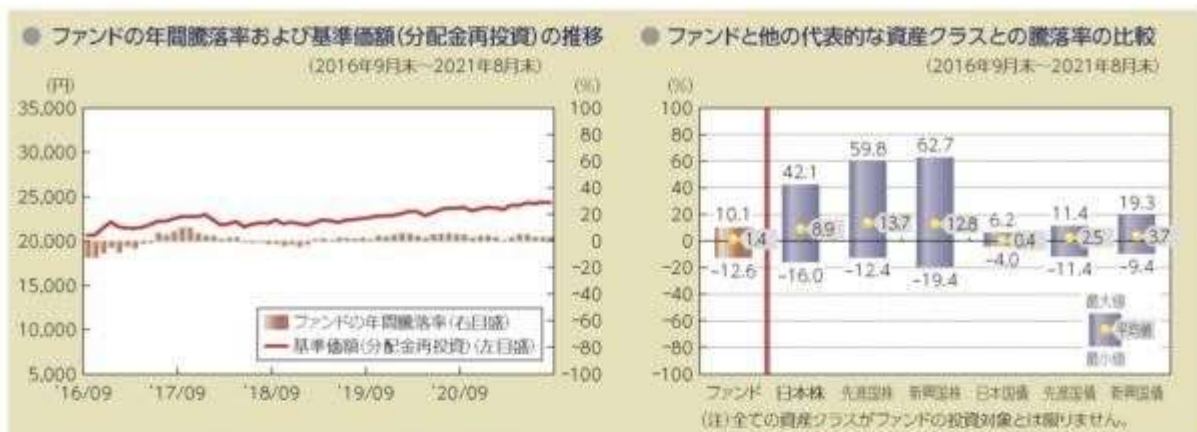
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択
することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署に

においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのEMエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのEMエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×1.1%（税抜1%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.07%）が差し引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.1%（税抜1%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先 | 配分（税抜） | 対価として提供する役務の内容 |
|------|--------|---|
| 委託会社 | 0.475% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.475% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.05% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- (注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回って

いる場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ 外国債券オープン】

(1)【投資状況】

令和 3年 8月31日現在

(単位:円)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,574,575,209 | 99.99 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 257,031 | 0.01 |
| 純資産総額 | | 2,574,832,240 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年 8月31日現在

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|-----------|-------------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 三菱UFJ 外国債券マザーファンド | 856,763,797 | 3.0108 | 2,579,544,441 | 3.0050 | 2,574,575,209 | 99.99 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

令和 3年 8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.99 |
| 合計 | 99.99 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

| | 純資産総額 | | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) | |
|-------------------------|---------------|---------------|------------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第12計算期間末日 (平成24年 8月10日) | 5,387,788,832 | 5,498,373,784 | 9,744 | 9,944 |
| 第13計算期間末日 (平成25年 8月12日) | 5,173,856,138 | 5,259,063,936 | 12,144 | 12,344 |
| 第14計算期間末日 (平成26年 8月11日) | 4,482,924,644 | 4,549,746,849 | 13,417 | 13,617 |
| 第15計算期間末日 (平成27年 8月10日) | 4,598,045,550 | 4,659,572,635 | 14,946 | 15,146 |
| 第16計算期間末日 (平成28年 8月10日) | 3,927,457,533 | 3,973,969,152 | 12,666 | 12,816 |
| 第17計算期間末日 (平成29年 8月10日) | 3,788,003,577 | 3,830,277,051 | 13,441 | 13,591 |
| 第18計算期間末日 (平成30年 8月10日) | 3,580,789,495 | 3,621,966,827 | 13,044 | 13,194 |
| 第19計算期間末日 (令和 1年 8月13日) | 2,859,815,253 | 2,892,645,009 | 13,067 | 13,217 |
| 第20計算期間末日 (令和 2年 8月11日) | 2,863,730,930 | 2,894,501,690 | 13,960 | 14,110 |
| 第21計算期間末日 (令和 3年 8月10日) | 2,569,729,343 | 2,587,905,317 | 14,138 | 14,238 |
| 令和 2年 8月末日 | 2,832,277,331 | | 13,816 | |
| 9月末日 | 2,810,753,841 | | 13,870 | |
| 10月末日 | 2,741,924,818 | | 13,653 | |
| 11月末日 | 2,717,039,744 | | 13,781 | |
| 12月末日 | 2,678,578,235 | | 13,884 | |
| 令和 3年 1月末日 | 2,657,949,644 | | 13,854 | |
| 2月末日 | 2,613,562,690 | | 13,720 | |
| 3月末日 | 2,648,190,377 | | 14,009 | |
| 4月末日 | 2,584,467,008 | | 13,991 | |
| 5月末日 | 2,599,743,806 | | 14,168 | |
| 6月末日 | 2,568,879,449 | | 14,131 | |
| 7月末日 | 2,581,776,332 | | 14,217 | |
| 8月末日 | 2,574,832,240 | | 14,100 | |

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第12計算期間 | 200円 |
| 第13計算期間 | 200円 |
| 第14計算期間 | 200円 |
| 第15計算期間 | 200円 |
| 第16計算期間 | 150円 |
| 第17計算期間 | 150円 |
| 第18計算期間 | 150円 |
| 第19計算期間 | 150円 |
| 第20計算期間 | 150円 |
| 第21計算期間 | 100円 |

【収益率の推移】

| | 収益率（％） |
|---------|--------|
| 第12計算期間 | 0.01 |
| 第13計算期間 | 26.68 |
| 第14計算期間 | 12.12 |
| 第15計算期間 | 12.88 |
| 第16計算期間 | 14.25 |
| 第17計算期間 | 7.30 |
| 第18計算期間 | 1.83 |
| 第19計算期間 | 1.32 |
| 第20計算期間 | 7.98 |
| 第21計算期間 | 1.99 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|-------------|---------------|---------------|
| 第12計算期間 | 828,363,712 | 1,630,492,858 | 5,529,247,623 |
| 第13計算期間 | 945,137,892 | 2,213,995,598 | 4,260,389,917 |
| 第14計算期間 | 513,946,274 | 1,433,225,933 | 3,341,110,258 |
| 第15計算期間 | 462,614,217 | 727,370,178 | 3,076,354,297 |
| 第16計算期間 | 405,636,981 | 381,216,664 | 3,100,774,614 |
| 第17計算期間 | 343,217,420 | 625,760,386 | 2,818,231,648 |
| 第18計算期間 | 289,667,233 | 362,743,358 | 2,745,155,523 |
| 第19計算期間 | 255,156,421 | 811,661,518 | 2,188,650,426 |
| 第20計算期間 | 264,749,509 | 402,015,889 | 2,051,384,046 |

| | | | |
|---------|-------------|-------------|---------------|
| 第21計算期間 | 192,243,207 | 426,029,835 | 1,817,597,418 |
|---------|-------------|-------------|---------------|

(参考)

三菱UFJ 外国債券マザーファンド

投資状況

令和 3年 8月31日現在

(単位:円)

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|-------------|----------------|---------|
| 国債証券 | アメリカ | 26,111,511,398 | 45.10 |
| | イタリア | 5,597,137,825 | 9.67 |
| | フランス | 5,588,609,959 | 9.65 |
| | ドイツ | 4,023,815,638 | 6.95 |
| | スペイン | 3,743,783,584 | 6.47 |
| | イギリス | 3,657,405,575 | 6.32 |
| | ベルギー | 1,309,830,880 | 2.26 |
| | カナダ | 1,159,346,823 | 2.00 |
| | オーストラリア | 1,072,996,773 | 1.85 |
| | オランダ | 1,034,347,229 | 1.79 |
| | オーストリア | 807,401,701 | 1.39 |
| | アイルランド | 430,005,323 | 0.74 |
| | メキシコ | 398,288,682 | 0.69 |
| | ポーランド | 327,878,491 | 0.57 |
| | フィンランド | 319,480,413 | 0.55 |
| | デンマーク | 280,791,618 | 0.48 |
| | マレーシア | 274,866,908 | 0.47 |
| | イスラエル | 251,273,354 | 0.43 |
| | シンガポール | 249,274,495 | 0.43 |
| スウェーデン | 163,195,205 | 0.28 | |
| ノルウェー | 127,398,356 | 0.22 | |
| | 小計 | 56,928,640,230 | 98.33 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 967,043,435 | 1.67 |
| 純資産総額 | | 57,895,683,665 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和 3年 8月31日現在

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|----------|------|------------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|
| アメリカ | 国債証券 | 0.875 T-NOTE 301115 | 5,620,000 | 10,352.64 | 581,818,442 | 10,642.26 | 598,095,544 | 0.875000 | 2030/11/15 | 1.03 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.875 T-NOTE 280515 | 4,750,000 | 12,201.01 | 579,547,988 | 12,313.52 | 584,892,306 | 2.875000 | 2028/5/15 | 1.01 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.625 T-NOTE 300515 | 4,670,000 | 10,123.80 | 472,781,650 | 10,457.67 | 488,373,276 | 0.625000 | 2030/5/15 | 0.84 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.625 T-NOTE 260515 | 4,090,000 | 11,409.27 | 466,639,345 | 11,435.18 | 467,698,892 | 1.625000 | 2026/5/15 | 0.81 |
| アメリカ | 国債証券 | 2 T-NOTE 240531 | 3,830,000 | 11,505.65 | 440,666,667 | 11,480.25 | 439,693,842 | 2.000000 | 2024/5/31 | 0.76 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.875 T-NOTE 230930 | 3,750,000 | 11,677.50 | 437,906,354 | 11,594.45 | 434,791,875 | 2.875000 | 2023/9/30 | 0.75 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.125 T-NOTE 240331 | 3,700,000 | 11,547.81 | 427,269,315 | 11,502.15 | 425,579,593 | 2.125000 | 2024/3/31 | 0.74 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.5 T-NOTE 260228 | 3,450,000 | 11,868.34 | 409,457,777 | 11,863.18 | 409,280,048 | 2.500000 | 2026/2/28 | 0.71 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.125 T-NOTE 260531 | 3,450,000 | 11,711.94 | 404,062,263 | 11,700.48 | 403,666,776 | 2.125000 | 2026/5/31 | 0.70 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.375 T-NOTE 240815 | 3,290,000 | 11,692.75 | 384,691,770 | 11,636.95 | 382,855,667 | 2.375000 | 2024/8/15 | 0.66 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.125 T-NOTE 231130 | 3,300,000 | 11,509.82 | 379,824,291 | 11,451.06 | 377,885,140 | 2.125000 | 2023/11/30 | 0.65 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.625 T-NOTE 300815 | 3,550,000 | 10,052.89 | 356,877,712 | 10,421.61 | 369,967,187 | 0.625000 | 2030/8/15 | 0.64 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.75 T-NOTE 280215 | 2,980,000 | 12,064.74 | 359,529,317 | 12,206.62 | 363,757,495 | 2.750000 | 2028/2/15 | 0.63 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.125 T-NOTE 240229 | 3,000,000 | 11,547.65 | 346,429,698 | 11,494.42 | 344,832,713 | 2.125000 | 2024/2/29 | 0.60 |
| アメリカ | 国債証券 | 3.125 T-NOTE 281115 | 2,640,000 | 12,337.37 | 325,706,673 | 12,553.49 | 331,412,379 | 3.125000 | 2028/11/15 | 0.57 |
| フランス | 国債証券 | 2.25 O.A.T 240525 | 2,350,000 | 14,071.84 | 330,688,342 | 14,024.70 | 329,580,661 | 2.250000 | 2024/5/25 | 0.57 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.5 T-NOTE 270430 | 3,050,000 | 10,603.15 | 323,396,136 | 10,757.75 | 328,111,387 | 0.500000 | 2027/4/30 | 0.57 |
| アメリカ | 国債証券 | 2 T-NOTE 250815 | 2,670,000 | 11,609.38 | 309,970,454 | 11,587.58 | 309,388,419 | 2.000000 | 2025/8/15 | 0.53 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.875 T-NOTE 280815 | 2,500,000 | 12,138.36 | 303,459,228 | 12,334.55 | 308,363,945 | 2.875000 | 2028/8/15 | 0.53 |
| フランス | 国債証券 | 2.5 O.A.T 300525 | 1,900,000 | 15,783.23 | 299,881,458 | 16,133.63 | 306,538,980 | 2.500000 | 2030/5/25 | 0.53 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.375 T-NOTE 270515 | 2,570,000 | 11,816.71 | 303,689,498 | 11,912.12 | 306,141,732 | 2.375000 | 2027/5/15 | 0.53 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.25 T-NOTE 240430 | 2,600,000 | 11,585.77 | 301,230,027 | 11,544.65 | 300,160,940 | 2.250000 | 2024/4/30 | 0.52 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.375 T-NOTE 230930 | 2,650,000 | 11,289.64 | 299,175,703 | 11,252.72 | 298,197,335 | 1.375000 | 2023/9/30 | 0.52 |
| アメリカ | 国債証券 | 3 T-NOTE 251031 | 2,450,000 | 12,099.82 | 296,445,612 | 12,053.36 | 295,307,523 | 3.000000 | 2025/10/31 | 0.51 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.75 T-NOTE 240630 | 2,550,000 | 11,459.65 | 292,221,094 | 11,419.72 | 291,203,017 | 1.750000 | 2024/6/30 | 0.50 |
| フランス | 国債証券 | 5.5 O.A.T 290425 | 1,540,000 | 18,675.06 | 287,595,927 | 18,880.85 | 290,765,149 | 5.500000 | 2029/4/25 | 0.50 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.625 T-NOTE 260215 | 2,540,000 | 11,406.84 | 289,733,919 | 11,431.31 | 290,355,456 | 1.625000 | 2026/2/15 | 0.50 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.75 T-NOTE 250831 | 2,410,000 | 11,942.60 | 287,816,894 | 11,912.55 | 287,092,671 | 2.750000 | 2025/8/31 | 0.50 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.25 T-NOTE 271115 | 2,390,000 | 11,697.91 | 279,580,061 | 11,850.31 | 283,222,431 | 2.250000 | 2027/11/15 | 0.49 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.25 T-NOTE 270815 | 2,390,000 | 11,711.64 | 279,908,387 | 11,846.44 | 283,130,089 | 2.250000 | 2027/8/15 | 0.49 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 8月31日現在

| 種類 | 投資比率（％） |
|------|---------|
| 国債証券 | 98.33 |
| 合計 | 98.33 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

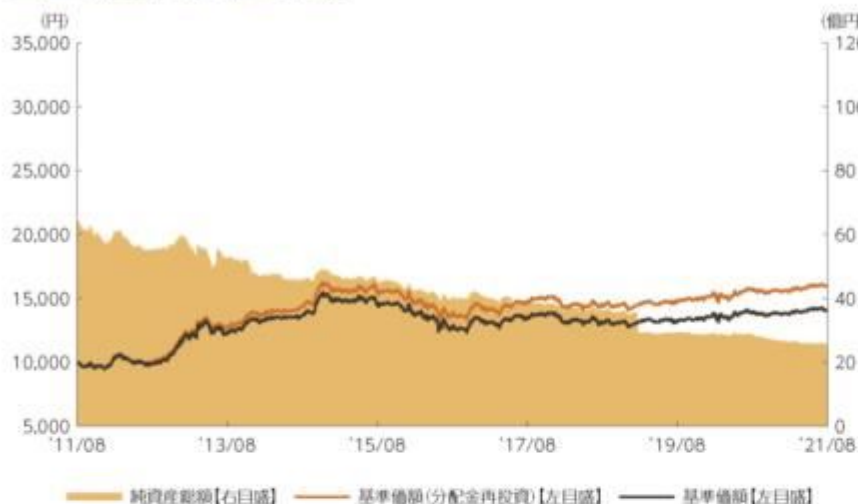
参考情報



運用実績

2021年8月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2011年8月31日～2021年8月31日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 14,100円 |
| 純資産総額 | 25.7億円 |

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

| | |
|---------|--------|
| 2021年8月 | 100円 |
| 2020年8月 | 150円 |
| 2019年8月 | 150円 |
| 2018年8月 | 150円 |
| 2017年8月 | 150円 |
| 2016年8月 | 150円 |
| 設定来累計 | 7,000円 |

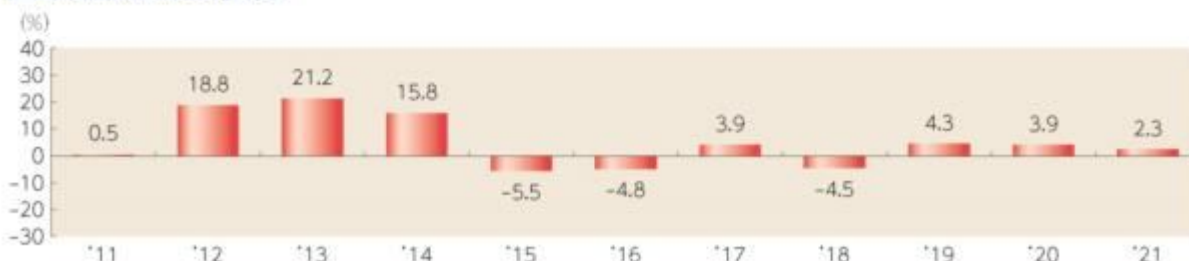
・分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

| 組入上位通貨 | 比率 | 組入上位銘柄 | 種別 | 国・地域 | 比率 |
|--------------|-------|------------------------|----|------|------|
| 1 アメリカドル | 45.6% | 1 0.875 T-NOTE 301115 | 国債 | アメリカ | 1.0% |
| 2 ユーロ | 41.0% | 2 2.875 T-NOTE 280515 | 国債 | アメリカ | 1.0% |
| 3 イギリスポンド | 6.4% | 3 0.625 T-NOTE 300515 | 国債 | アメリカ | 0.8% |
| 4 カナダドル | 2.0% | 4 1.625 T-NOTE 260515 | 国債 | アメリカ | 0.8% |
| 5 オーストラリアドル | 1.9% | 5 2 T-NOTE 240531 | 国債 | アメリカ | 0.8% |
| 6 メキシコペソ | 0.7% | 6 2.875 T-NOTE 230930 | 国債 | アメリカ | 0.8% |
| 7 ポーランドズロチ | 0.6% | 7 2.125 T-NOTE 240331 | 国債 | アメリカ | 0.7% |
| 8 デンマーククローネ | 0.5% | 8 2.5 T-NOTE 260228 | 国債 | アメリカ | 0.7% |
| 9 マレーシアリンギット | 0.5% | 9 2.125 T-NOTE 260531 | 国債 | アメリカ | 0.7% |
| 10 イスラエルシェケル | 0.5% | 10 2.375 T-NOTE 240815 | 国債 | アメリカ | 0.7% |

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2021年は年初から8月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×1.1%（税抜 1%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録さ

れます。

解約単位

販売会社が定める単位（ただし、1万口を上回らないものとします。）
なお、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合等は1口単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.07%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2000年8月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年８月１１日から翌年８月１０日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年8月12日から令和3年8月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ 外国債券オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第20期 [令和 2年 8月11日現在] | 第21期 [令和 3年 8月10日現在] |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 17,319,972 | 14,613,809 |
| 親投資信託受益証券 | 2,862,376,825 | 2,568,535,174 |
| 未収入金 | 33,938,616 | 18,879,101 |
| 流動資産合計 | 2,913,635,413 | 2,602,028,084 |
| 資産合計 | 2,913,635,413 | 2,602,028,084 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 30,770,760 | 18,175,974 |
| 未払解約金 | 3,606,157 | 10,734 |
| 未払受託者報酬 | 776,381 | 705,599 |
| 未払委託者報酬 | 14,751,173 | 13,406,424 |
| 未払利息 | 12 | 10 |
| 流動負債合計 | 49,904,483 | 32,298,741 |
| 負債合計 | 49,904,483 | 32,298,741 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,051,384,046 | 1,817,597,418 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 812,346,884 | 752,131,925 |
| (分配準備積立金) | 338,067,273 | 287,806,936 |
| 元本等合計 | 2,863,730,930 | 2,569,729,343 |
| 純資産合計 | 2,863,730,930 | 2,569,729,343 |
| 負債純資産合計 | 2,913,635,413 | 2,602,028,084 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第20期 | | 第21期 | |
|---|------|------------------------------|------|------------------------------|
| | 自 | 令和 1年 8月14日 至 令和 2年 8月11日 | 自 | 令和 2年 8月12日 至 令和 3年 8月10日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 75 | | 19 |
| 有価証券売買等損益 | | 251,997,808 | | 76,573,774 |
| 営業収益合計 | | 251,997,883 | | 76,573,793 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 3,338 | | 1,529 |
| 受託者報酬 | | 1,573,214 | | 1,466,927 |
| 委託者報酬 | | 29,890,969 | | 27,871,577 |
| 営業費用合計 | | 31,467,521 | | 29,340,033 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 220,530,362 | | 47,233,760 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 220,530,362 | | 47,233,760 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 220,530,362 | | 47,233,760 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 17,883,610 | | 2,442,856 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 671,164,827 | | 812,346,884 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 92,277,576 | | 75,293,798 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 92,277,576 | | 75,293,798 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 122,971,511 | | 167,009,399 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 122,971,511 | | 167,009,399 |
| 分配金 | | 30,770,760 | | 18,175,974 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 812,346,884 | | 752,131,925 |

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年8月10日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 2年 8月12日から令和 3年 8月10日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第21期 [令和 3年 8月10日現在]

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| | 第20期 [令和 2年 8月11日現在] | 第21期 [令和 3年 8月10日現在] |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| 1. 期首元本額 | 2,188,650,426円 | 2,051,384,046円 |
| 期中追加設定元本額 | 264,749,509円 | 192,243,207円 |
| 期中一部解約元本額 | 402,015,889円 | 426,029,835円 |
| 2. 受益権の総数 | 2,051,384,046口 | 1,817,597,418口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第20期 自 令和 1年 8月14日 至 令和 2年 8月11日 | | | 第21期 自 令和 2年 8月12日 至 令和 3年 8月10日 | | |
|--|--------------|----------------|--|--------------|----------------|
| 1. 分配金の計算過程 | | | 1. 分配金の計算過程 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 54,246,966円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 33,288,006円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 704,957,269円 | 収益調整金額 | C | 653,215,375円 |
| 分配準備積立金額 | D | 314,591,067円 | 分配準備積立金額 | D | 272,694,904円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,073,795,302円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 959,198,285円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 2,051,384,046口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 1,817,597,418口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 5,234円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 5,277円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 150円 | 1万口当たり分配金額 | H | 100円 |

| 第20期 自 令和 1年 8月14日 至 令和 2年 8月11日 | | | 第21期 自 令和 2年 8月12日 至 令和 3年 8月10日 | | |
|--|----------------|-------------|--|----------------|-------------|
| 収益分配金金額 | $I=F*H/10,000$ | 30,770,760円 | 収益分配金金額 | $I=F*H/10,000$ | 18,175,974円 |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 第20期 自 令和 1年 8月14日 至 令和 2年 8月11日 | 第21期 自 令和 2年 8月12日 至 令和 3年 8月10日 |
|-------------------------|--|--|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> | 同左 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第20期 [令和 2年 8月11日現在] | 第21期 [令和 3年 8月10日現在] |
|---------------------|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> | <p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> |

| 区分 | 第20期 [令和 2年 8月11日現在] | 第21期 [令和 3年 8月10日現在] |
|----|----------------------------|---|
| | 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第20期 [令和 2年 8月11日現在] | 第21期 [令和 3年 8月10日現在] |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 親投資信託受益証券 | 235,486,597 | 78,028,270 |
| 合計 | 235,486,597 | 78,028,270 |

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| | 第20期 [令和 2年 8月11日現在] | 第21期 [令和 3年 8月10日現在] |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.3960円 | 1.4138円 |

| | 第20期 [令和 2年 8月11日現在] | 第21期 [令和 3年 8月10日現在] |
|--------------|---------------------------|---------------------------|
| (1万口当たり純資産額) | (13,960円) | (14,138円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種 類 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-------------------|-------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 三菱UFJ 外国債券マザーファンド | 852,993,881 | 2,568,535,174 | |
| | 合計 | 852,993,881 | 2,568,535,174 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

三菱UFJ 外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 3年 8月10日現在]

| | |
|----------|----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 860,379,273 |
| コール・ローン | 59,199,737 |
| 国債証券 | 56,991,699,688 |
| 派生商品評価勘定 | 42,896 |
| 未収入金 | 51,474,446 |

[令和 3年 8月10日現在]

| | |
|-------------|----------------|
| 未収利息 | 350,316,415 |
| 前払費用 | 41,350,646 |
| 流動資産合計 | 58,354,463,101 |
| 資産合計 | 58,354,463,101 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 49,507 |
| 未払解約金 | 63,567,272 |
| 未払利息 | 42 |
| 流動負債合計 | 63,616,821 |
| 負債合計 | 63,616,821 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 19,358,216,288 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 38,932,629,992 |
| 元本等合計 | 58,290,846,280 |
| 純資産合計 | 58,290,846,280 |
| 負債純資産合計 | 58,354,463,101 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

[令和 3年 8月10日現在]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| | [令和 3年 8月10日現在] |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 期首 | 令和 2年 8月12日 |
| 期首元本額 | 16,407,229,848円 |
| 期中追加設定元本額 | 6,410,483,515円 |
| 期中一部解約元本額 | 3,459,497,075円 |
| 元本の内訳 | |
| 三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定型) | 200,103,551円 |
| 三菱UFJ ライフセレクトファンド(安定成長型) | 387,627,354円 |

| | [令和 3年 8月10日現在] |
|---------------------------------------|-----------------|
| 三菱UFJ ライフセレクトファンド（成長型） | 233,448,837円 |
| 三菱UFJ 外国債券オープン | 852,993,881円 |
| 三菱UFJ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金） | 1,593,901,218円 |
| 三菱UFJ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金） | 4,102,388,643円 |
| 三菱UFJ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金） | 2,738,756,593円 |
| 三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型） | 448,573,414円 |
| 三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型） | 65,439,519円 |
| 三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金） | 521,950,880円 |
| 三菱UFJ DC年金バランス（株式15） | 213,696,949円 |
| 三菱UFJ DC年金バランス（株式40） | 262,654,035円 |
| 三菱UFJ DC年金バランス（株式65） | 232,216,464円 |
| 三菱UFJ DC年金バランス（株式25） | 62,625,320円 |
| 三菱UFJ 外国債券オープン（確定拠出年金） | 2,175,078,439円 |
| 三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（毎月分配型） | 347,936,878円 |
| 三菱UFJ 世界国債インデックスファンド（年1回決算型） | 1,351,474,842円 |
| 三菱UFJ 外国債券ファンドVA（適格機関投資家限定） | 1,418,685,394円 |
| 三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）VA（適格機関投資家限定） | 6,860円 |
| 三菱UFJ 外国債券ファンドVA2（適格機関投資家限定） | 13,544,372円 |
| MUAM 世界債券オープン（適格機関投資家限定） | 2,135,112,845円 |
| 合計 | 19,358,216,288円 |
| 2. 受益権の総数 | 19,358,216,288口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 令和 2年 8月12日 至 令和 3年 8月10日 |
|-------------------------|---|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | <p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> |

| | |
|------------------|--|
| 区分 | 自 令和 2年 8月12日 至 令和 3年 8月10日 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> |

2 金融商品の時価等に関する事項

| | |
|---------------------------|--|
| 区分 | [令和 3年 8月10日現在] |
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | |
|------|--------------------|
| 種類 | [令和 3年 8月10日現在] |
| | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 1,390,830,374 |
| 合計 | 1,390,830,374 |

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 3年 8月10日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
|-----------|-----------|------------|-------|------------|---------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 8,830,800 | | 8,828,648 | 2,152 |
| | オーストラリアドル | 809,290 | | 809,287 | 3 |
| | イギリスポンド | 1,528,490 | | 1,528,474 | 16 |
| | ユーロ | 7,772,100 | | 7,771,914 | 186 |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 10,988,750 | | 11,035,900 | 47,150 |
| | カナダドル | 878,375 | | 877,690 | 685 |
| | オーストラリアドル | 812,103 | | 809,294 | 2,809 |
| | イギリスポンド | 3,059,370 | | 3,056,974 | 2,396 |
| | メキシコペソ | 605,847 | | 604,681 | 1,166 |
| | ユーロ | 10,398,320 | | 10,362,480 | 35,840 |
| 合計 | | 45,683,445 | | 45,685,342 | 6,611 |

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

| | [令和 3年 8月10日現在] |
|--------------|-------------------|
| 1口当たり純資産額 | 3.0112円 |
| (1万口当たり純資産額) | (30,112円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------------|--------------|---------------------|--------------|--------------|----|
| アメリカ ドル | 国債証券 | 0.125 T-NOTE 230515 | 2,000,000.00 | 1,997,343.75 | |
| | | 0.25 T-NOTE 230615 | 1,300,000.00 | 1,300,609.37 | |
| | | 0.375 T-NOTE 250430 | 1,870,000.00 | 1,856,048.04 | |
| | | 0.5 T-NOTE 230315 | 1,900,000.00 | 1,909,574.21 | |
| | | 0.5 T-NOTE 270430 | 3,050,000.00 | 2,981,375.00 | |
| | | 0.5 T-NOTE 270630 | 1,800,000.00 | 1,755,773.43 | |
| | | 0.5 T-NOTE 270831 | 2,150,000.00 | 2,091,294.92 | |
| | | 0.625 T-NOTE 271231 | 2,530,000.00 | 2,468,825.38 | |
| | | 0.625 T-NOTE 300515 | 4,670,000.00 | 4,425,919.52 | |
| | | 0.625 T-NOTE 300815 | 3,450,000.00 | 3,260,250.00 | |
| | | 0.875 T-NOTE 301115 | 5,920,000.00 | 5,705,631.22 | |
| | | 1.125 T-NOTE 250228 | 1,600,000.00 | 1,632,187.49 | |
| | | 1.25 T-NOTE 230731 | 1,700,000.00 | 1,735,128.90 | |
| | | 1.375 T-BOND 500815 | 2,410,000.00 | 2,084,273.43 | |
| | | 1.375 T-NOTE 230831 | 2,000,000.00 | 2,047,421.87 | |
| | | 1.375 T-NOTE 230930 | 2,650,000.00 | 2,714,076.16 | |
| | | 1.375 T-NOTE 250131 | 1,270,000.00 | 1,306,958.98 | |
| | | 1.5 T-NOTE 230331 | 1,700,000.00 | 1,736,125.00 | |
| | | 1.5 T-NOTE 241130 | 1,350,000.00 | 1,394,666.01 | |
| | | 1.5 T-NOTE 260815 | 2,120,000.00 | 2,193,537.50 | |
| | | 1.625 T-NOTE 230430 | 2,050,000.00 | 2,099,968.75 | |
| | | 1.625 T-NOTE 230531 | 850,000.00 | 871,449.21 | |
| | | 1.625 T-NOTE 231031 | 2,370,000.00 | 2,442,396.09 | |
| | | 1.625 T-NOTE 260215 | 2,540,000.00 | 2,642,195.30 | |
| | | 1.625 T-NOTE 260515 | 3,390,000.00 | 3,527,321.45 | |
| | | 1.625 T-NOTE 260930 | 1,300,000.00 | 1,353,675.78 | |
| | | 1.625 T-NOTE 261130 | 1,210,000.00 | 1,259,298.04 | |
| | | 1.625 T-NOTE 290815 | 2,360,000.00 | 2,439,834.36 | |
| | | 1.75 T-NOTE 230131 | 2,150,000.00 | 2,199,550.78 | |
| | | 1.75 T-NOTE 230515 | 2,000,000.00 | 2,054,765.62 | |
| | | 1.75 T-NOTE 240630 | 2,550,000.00 | 2,648,414.06 | |
| | | 1.75 T-NOTE 240731 | 600,000.00 | 623,625.00 | |
| 2 T-NOTE 230215 | 1,900,000.00 | 1,952,695.31 | | | |
| 2 T-NOTE 240531 | 2,930,000.00 | 3,061,277.72 | | | |

| | | |
|---------------------|--------------|--------------|
| 2 T-NOTE 250215 | 3,600,000.00 | 3,782,953.12 |
| 2 T-NOTE 250815 | 2,670,000.00 | 2,816,328.51 |
| 2 T-NOTE 261115 | 2,150,000.00 | 2,279,839.83 |
| 2.125 T-NOTE 231130 | 3,300,000.00 | 3,439,347.65 |
| 2.125 T-NOTE 240229 | 3,000,000.00 | 3,136,523.43 |
| 2.125 T-NOTE 240331 | 3,700,000.00 | 3,871,992.18 |
| 2.125 T-NOTE 240731 | 1,400,000.00 | 1,470,601.56 |
| 2.125 T-NOTE 240930 | 1,400,000.00 | 1,473,117.18 |
| 2.125 T-NOTE 250515 | 1,870,000.00 | 1,976,575.38 |
| 2.125 T-NOTE 260531 | 3,450,000.00 | 3,671,824.20 |
| 2.25 T-BOND 460815 | 1,050,000.00 | 1,110,457.03 |
| 2.25 T-BOND 490815 | 1,520,000.00 | 1,612,031.24 |
| 2.25 T-NOTE 231231 | 1,190,000.00 | 1,244,991.01 |
| 2.25 T-NOTE 240131 | 2,450,000.00 | 2,566,853.51 |
| 2.25 T-NOTE 240430 | 1,700,000.00 | 1,786,195.31 |
| 2.25 T-NOTE 241115 | 2,300,000.00 | 2,431,441.40 |
| 2.25 T-NOTE 270215 | 1,900,000.00 | 2,041,757.81 |
| 2.25 T-NOTE 270815 | 2,390,000.00 | 2,573,077.73 |
| 2.25 T-NOTE 271115 | 2,390,000.00 | 2,574,198.04 |
| 2.375 T-NOTE 230131 | 1,200,000.00 | 1,238,812.50 |
| 2.375 T-NOTE 240815 | 3,290,000.00 | 3,482,387.88 |
| 2.375 T-NOTE 270515 | 2,570,000.00 | 2,784,434.37 |
| 2.5 T-BOND 450215 | 1,040,000.00 | 1,149,118.74 |
| 2.5 T-BOND 460215 | 1,030,000.00 | 1,140,322.65 |
| 2.5 T-BOND 460515 | 630,000.00 | 697,872.65 |
| 2.5 T-NOTE 230815 | 1,800,000.00 | 1,882,687.50 |
| 2.5 T-NOTE 240515 | 2,300,000.00 | 2,434,316.39 |
| 2.5 T-NOTE 260228 | 3,450,000.00 | 3,725,191.40 |
| 2.625 T-NOTE 230228 | 2,100,000.00 | 2,179,734.37 |
| 2.625 T-NOTE 230630 | 1,600,000.00 | 1,672,437.49 |
| 2.625 T-NOTE 250331 | 1,010,000.00 | 1,085,552.73 |
| 2.625 T-NOTE 251231 | 1,600,000.00 | 1,733,375.00 |
| 2.75 T-BOND 421115 | 850,000.00 | 976,968.75 |
| 2.75 T-BOND 471115 | 1,120,000.00 | 1,302,918.74 |
| 2.75 T-NOTE 230731 | 2,700,000.00 | 2,835,421.87 |
| 2.75 T-NOTE 231115 | 2,350,000.00 | 2,481,085.93 |
| 2.75 T-NOTE 240215 | 2,300,000.00 | 2,439,707.02 |
| 2.75 T-NOTE 250228 | 1,630,000.00 | 1,756,452.34 |
| 2.75 T-NOTE 250630 | 1,370,000.00 | 1,483,239.06 |
| 2.75 T-NOTE 250831 | 2,410,000.00 | 2,614,661.71 |
| 2.75 T-NOTE 280215 | 2,980,000.00 | 3,305,471.87 |
| 2.875 T-BOND 430515 | 950,000.00 | 1,114,208.98 |

| | | |
|---------------------|--------------|--------------|
| 2.875 T-BOND 450815 | 750,000.00 | 884,941.40 |
| 2.875 T-BOND 461115 | 890,000.00 | 1,055,484.37 |
| 2.875 T-BOND 490515 | 1,300,000.00 | 1,556,597.65 |
| 2.875 T-NOTE 230930 | 3,750,000.00 | 3,960,205.07 |
| 2.875 T-NOTE 250430 | 2,200,000.00 | 2,386,828.12 |
| 2.875 T-NOTE 280515 | 5,000,000.00 | 5,595,507.80 |
| 2.875 T-NOTE 280815 | 2,500,000.00 | 2,803,027.33 |
| 3 T-BOND 420515 | 1,310,000.00 | 1,564,631.25 |
| 3 T-BOND 441115 | 940,000.00 | 1,128,881.25 |
| 3 T-BOND 450515 | 610,000.00 | 734,144.53 |
| 3 T-BOND 451115 | 600,000.00 | 724,054.68 |
| 3 T-BOND 470215 | 1,000,000.00 | 1,213,007.81 |
| 3 T-BOND 470515 | 700,000.00 | 849,953.12 |
| 3 T-BOND 480215 | 1,050,000.00 | 1,278,169.91 |
| 3 T-BOND 480815 | 1,240,000.00 | 1,512,412.50 |
| 3 T-BOND 490215 | 1,250,000.00 | 1,529,101.56 |
| 3 T-NOTE 250930 | 1,500,000.00 | 1,643,554.68 |
| 3 T-NOTE 251031 | 2,450,000.00 | 2,688,970.69 |
| 3.125 T-BOND 411115 | 1,250,000.00 | 1,519,921.87 |
| 3.125 T-BOND 420215 | 1,300,000.00 | 1,582,851.55 |
| 3.125 T-BOND 430215 | 910,000.00 | 1,108,600.37 |
| 3.125 T-BOND 440815 | 1,060,000.00 | 1,297,837.50 |
| 3.125 T-BOND 480515 | 1,380,000.00 | 1,717,992.18 |
| 3.125 T-NOTE 281115 | 2,640,000.00 | 3,010,837.50 |
| 3.375 T-BOND 440515 | 920,000.00 | 1,169,154.68 |
| 3.375 T-BOND 481115 | 1,270,000.00 | 1,655,564.06 |
| 3.625 T-BOND 440215 | 790,000.00 | 1,040,146.09 |
| 3.75 T-BOND 410815 | 970,000.00 | 1,283,734.37 |
| 3.75 T-BOND 431115 | 1,080,000.00 | 1,444,331.24 |
| 4.25 T-BOND 390515 | 750,000.00 | 1,045,078.12 |
| 4.25 T-BOND 401115 | 1,690,000.00 | 2,372,733.58 |
| 4.375 T-BOND 380215 | 900,000.00 | 1,260,773.43 |
| 4.375 T-BOND 391115 | 1,340,000.00 | 1,897,565.62 |
| 4.375 T-BOND 400515 | 1,390,000.00 | 1,976,514.83 |
| 4.5 T-BOND 360215 | 670,000.00 | 933,603.12 |
| 4.5 T-BOND 380515 | 560,000.00 | 796,031.25 |
| 4.5 T-BOND 390815 | 950,000.00 | 1,363,175.77 |
| 4.625 T-BOND 400215 | 970,000.00 | 1,416,654.68 |
| 5 T-BOND 370515 | 980,000.00 | 1,450,706.25 |
| 5.375 T-BOND 310215 | 760,000.00 | 1,041,675.00 |
| 5.5 T-BOND 280815 | 1,080,000.00 | 1,405,096.87 |
| 6 T-BOND 260215 | 850,000.00 | 1,050,414.06 |
| 6.125 T-BOND 271115 | 420,000.00 | 552,070.31 |

| | | | | |
|-----------------------|------------|--------------------------|----------------|------------------------------------|
| | | 6.25 T-BOND 230815 | 900,000.00 | 1,009,441.40 |
| アメリカドル合計 | | | 218,170,000.00 | 236,661,953.13 (26,118,013,147) |
| カナダドル | 国債証券 | 1 CAN GOVT 220901 | 1,360,000.00 | 1,370,677.36 |
| | | 1 CAN GOVT 270601 | 430,000.00 | 430,963.63 |
| | | 1.25 CAN GOVT 300601 | 1,660,000.00 | 1,669,123.36 |
| | | 1.5 CAN GOVT 230601 | 1,760,000.00 | 1,794,281.28 |
| | | 1.5 CAN GOVT 260601 | 130,000.00 | 133,763.11 |
| | | 2 CAN GOVT 280601 | 350,000.00 | 372,096.55 |
| | | 2 CAN GOVT 511201 | 830,000.00 | 872,099.26 |
| | | 2.25 CAN GOVT 250601 | 1,850,000.00 | 1,954,062.50 |
| | | 2.25 CAN GOVT 290601 | 390,000.00 | 423,772.83 |
| | | 2.5 CAN GOVT 240601 | 1,500,000.00 | 1,579,708.50 |
| | | 2.75 CAN GOVT 481201 | 250,000.00 | 303,581.25 |
| | | 2.75 CANADA GOVER 641201 | 230,000.00 | 291,154.24 |
| | | 3.5 CAN GOVT 451201 | 300,000.00 | 405,575.70 |
| | | 4 CAN GOVT 410601 | 220,000.00 | 307,765.48 |
| | | 5 CAN GOVT 370601 | 60,000.00 | 89,255.34 |
| | | 5.75 CAN GOVT 290601 | 520,000.00 | 700,204.44 |
| | | 5.75 CAN GOVT 330601 | 300,000.00 | 441,076.80 |
| カナダドル合計 | | | 12,140,000.00 | 13,139,161.63 (1,153,224,216) |
| オーストラリアドル | 国債証券 | 1 AUST GOVT 301221 | 830,000.00 | 819,891.08 |
| | | 1.25 AUST GOVT 320521 | 850,000.00 | 851,081.96 |
| | | 1.75 AUST GOVT 510621 | 390,000.00 | 363,240.83 |
| | | 2.25 AUST GOVT 221121 | 150,000.00 | 154,297.15 |
| | | 2.25 AUST GOVT 280521 | 550,000.00 | 600,670.29 |
| | | 2.5 AUST GOVT 300521 | 990,000.00 | 1,108,926.81 |
| | | 2.75 AUST GOVT 240421 | 800,000.00 | 858,222.00 |
| | | 2.75 AUST GOVT 271121 | 540,000.00 | 604,629.19 |
| | | 2.75 AUST GOVT 291121 | 650,000.00 | 739,553.03 |
| | | 2.75 AUST GOVT 350621 | 580,000.00 | 674,354.63 |
| | | 2.75 AUST GOVT 410521 | 320,000.00 | 366,341.88 |
| | | 3 AUST GOVT 470321 | 260,000.00 | 310,922.31 |
| | | 3.25 AUST GOVT 250421 | 920,000.00 | 1,016,259.78 |
| | | 3.25 AUST GOVT 290421 | 750,000.00 | 878,088.45 |
| | | 3.25 AUST GOVT 390621 | 210,000.00 | 257,881.51 |
| | | 3.75 AUST GOVT 370421 | 350,000.00 | 454,601.37 |
| | | 4.25 AUST GOVT 260421 | 1,070,000.00 | 1,252,744.97 |
| 4.5 AUST GOVT 330421 | 600,000.00 | 811,332.36 | | |
| 4.75 AUST GOVT 270421 | 850,000.00 | 1,041,940.45 | | |
| 5.5 AUST GOVT 230421 | 300,000.00 | 327,752.94 | | |

| | | | | |
|------------------|------------|--------------------------|---------------|----------------------------------|
| オーストラリアドル合計 | | | 11,960,000.00 | 13,492,732.99 (1,091,966,880) |
| イギリス ポンド | 国債証券 | 0.125 GILT 230131 | 800,000.00 | 800,072.00 |
| | | 0.375 GILT 301022 | 550,000.00 | 538,772.08 |
| | | 0.75 GILT 230722 | 330,000.00 | 334,098.99 |
| | | 1.25 GILT 270722 | 630,000.00 | 663,132.96 |
| | | 1.5 GILT 260722 | 580,000.00 | 614,996.04 |
| | | 1.625 GILT 281022 | 290,000.00 | 314,660.55 |
| | | 1.625 GILT 711022 | 360,000.00 | 493,887.01 |
| | | 1.75 GILT 370907 | 530,000.00 | 599,020.41 |
| | | 2 GILT 250907 | 660,000.00 | 707,936.85 |
| | | 2.25 GILT 230907 | 1,030,000.00 | 1,075,340.60 |
| | | 2.5 GILT 650722 | 500,000.00 | 810,640.00 |
| | | 3.25 GILT 440122 | 720,000.00 | 1,054,036.80 |
| | | 3.5 GILT 450122 | 800,000.00 | 1,227,640.64 |
| | | 3.5 GILT 680722 | 460,000.00 | 946,408.60 |
| | | 3.75 GILT 520722 | 490,000.00 | 860,807.50 |
| | | 4 GILT 600122 | 400,000.00 | 813,716.00 |
| | | 4.25 GILT 271207 | 650,000.00 | 807,413.62 |
| | | 4.25 GILT 320607 | 760,000.00 | 1,042,943.44 |
| | | 4.25 GILT 360307 | 640,000.00 | 943,115.52 |
| | | 4.25 GILT 390907 | 320,000.00 | 499,506.94 |
| | | 4.25 GILT 401207 | 380,000.00 | 604,374.80 |
| | | 4.25 GILT 461207 | 630,000.00 | 1,095,759.00 |
| | | 4.25 GILT 491207 | 730,000.00 | 1,330,206.00 |
| | | 4.25 GILT 551207 | 610,000.00 | 1,215,333.50 |
| | | 4.5 GILT 340907 | 600,000.00 | 879,576.00 |
| | | 4.5 GILT 421207 | 690,000.00 | 1,165,899.34 |
| 4.75 GILT 301207 | 390,000.00 | 537,440.04 | | |
| 4.75 GILT 381207 | 440,000.00 | 715,259.06 | | |
| 5 GILT 250307 | 830,000.00 | 972,093.34 | | |
| 6 GILT 281207 | 460,000.00 | 643,525.46 | | |
| イギリスポンド合計 | | | 17,260,000.00 | 24,307,613.09 (3,715,418,660) |
| シンガ ポールド ル | 国債証券 | 1.75 SINGAPORGOVT 230201 | 200,000.00 | 204,162.00 |
| | | 2.125 SINGAPORGOV 260601 | 120,000.00 | 127,719.60 |
| | | 2.25 SINGAPORGOVT 360801 | 250,000.00 | 269,917.50 |
| | | 2.75 SINGAPORGOVT 230701 | 350,000.00 | 365,913.38 |
| | | 2.75 SINGAPORGOVT 420401 | 200,000.00 | 233,507.60 |
| | | 2.75 SINGAPORGOVT 460301 | 250,000.00 | 297,094.44 |
| | | 2.875 SINGAPORGOV 290701 | 330,000.00 | 371,990.58 |
| | | 2.875SINGAPORGOVT 300901 | 290,000.00 | 329,034.37 |

| | | | | |
|--------------------------|--------------|---------------------------|---------------|--------------------------------|
| | | 3 SINGAPORGVGT 240901 | 400,000.00 | 430,914.24 |
| | | 3.375 SINGAPORGVGT 330901 | 220,000.00 | 264,357.72 |
| | | 3.5 SINGAPORGVGT 270301 | 150,000.00 | 171,019.21 |
| シンガポールドル合計 | | | 2,760,000.00 | 3,065,630.64 (249,266,427) |
| マレーシア リング ギット | 国債証券 | 3.418MALAYSIAGOVGT 220815 | 350,000.00 | 355,448.52 |
| | | 3.48 MALAYSIAGOVGT 230315 | 250,000.00 | 256,094.62 |
| | | 3.502MALAYSIAGOVGT 270531 | 700,000.00 | 724,232.53 |
| | | 3.733 MALAYSIAGO 280615 | 500,000.00 | 521,564.45 |
| | | 3.795 MALAYSIAGOV 220930 | 250,000.00 | 255,796.35 |
| | | 3.8 MALAYSIAGOVGT 230817 | 350,000.00 | 362,113.22 |
| | | 3.844 MALAYSIAGOV 330415 | 300,000.00 | 303,768.99 |
| | | 3.899 MALAYSIAGOV 271116 | 330,000.00 | 348,933.48 |
| | | 3.906 MALAYSIAGOV 260715 | 430,000.00 | 453,752.98 |
| | | 3.955 MALAYSIAGOV 250915 | 790,000.00 | 830,999.17 |
| | | 4.181 MALAYSIAGOV 240715 | 400,000.00 | 421,036.48 |
| | | 4.232MALAYSIAGOVGT 310630 | 1,030,000.00 | 1,109,463.57 |
| | | 4.254 MALAYSIAGOV 350531 | 400,000.00 | 420,668.48 |
| | | 4.392 MALAYSIAGOV 260415 | 400,000.00 | 430,435.27 |
| | | 4.498 MALAYSIAGOV 300415 | 1,070,000.00 | 1,174,437.98 |
| | | 4.642 MALAYSIAGOV 331107 | 300,000.00 | 327,593.73 |
| | | 4.736 MALAYSIAGOV 460315 | 700,000.00 | 741,624.58 |
| 4.762 MALAYSIAGOV 370407 | 1,020,000.00 | 1,129,762.60 | | |
| 4.935 MALAYSIAGOV 430930 | 350,000.00 | 382,568.27 | | |
| マレーシアリングギット合計 | | | 9,920,000.00 | 10,550,295.27 (275,346,881) |
| スウェー デンク ローネ | 国債証券 | 0.125 SWD GOVT 310512 | 1,400,000.00 | 1,402,733.64 |
| | | 0.75 SWD GOVT 280512 | 1,050,000.00 | 1,108,537.50 |
| | | 0.75 SWD GOVT 291112 | 1,700,000.00 | 1,802,637.50 |
| | | 1 SWD GOVT 261112 | 2,700,000.00 | 2,869,465.50 |
| | | 1.5 SWD GOVT 231113 | 1,640,000.00 | 1,707,574.39 |
| | | 2.5 SWD GOVT 250512 | 1,750,000.00 | 1,933,928.15 |
| | | 3.5 SWD GOVT 390330 | 1,350,000.00 | 2,054,351.83 |
| スウェーデンクローネ合計 | | | 11,590,000.00 | 12,879,228.51 (163,308,617) |
| ノル ウェー クロー ネ | 国債証券 | 1.25 NORWE GOVT 310917 | 500,000.00 | 501,600.00 |
| | | 1.375 NORWE GOVT 300819 | 1,400,000.00 | 1,422,351.00 |
| | | 1.5 NORWE GOVT 260219 | 700,000.00 | 716,358.65 |
| | | 1.75 NORWE GOVT 250313 | 950,000.00 | 978,788.80 |
| | | 1.75 NORWE GOVT 270217 | 1,000,000.00 | 1,038,050.00 |
| | | 1.75 NORWE GOVT 290906 | 1,000,000.00 | 1,045,945.00 |
| | | 2 NORWE GOVT 230524 | 1,750,000.00 | 1,794,555.00 |

| | | | | |
|-------------|------|--------------------------|---------------|--------------------------------|
| | | 2 NORWE GOVT 280426 | 1,750,000.00 | 1,853,261.90 |
| | | 3 NORWE GOVT 240314 | 700,000.00 | 739,951.80 |
| ノルウェークローネ合計 | | | 9,750,000.00 | 10,090,862.15 (124,521,238) |
| デンマーククローネ | 国債証券 | 0.25 DMK GOVT 521115 | 920,000.00 | 922,198.80 |
| | | 0.5 DMK GOVT 271115 | 1,700,000.00 | 1,801,921.80 |
| | | 0.5 DMK GOVT 291115 | 2,700,000.00 | 2,886,759.00 |
| | | 1.5 DMK GOVT 231115 | 2,200,000.00 | 2,306,528.40 |
| | | 1.75 DMK GOVT 251115 | 1,460,000.00 | 1,605,693.69 |
| | | 4.5 DMK GOVT 391115 | 3,140,000.00 | 5,711,917.48 |
| デンマーククローネ合計 | | | 12,120,000.00 | 15,235,019.17 (265,394,033) |
| メキシコペソ | 国債証券 | 10 MEXICAN BONOS 241205 | 7,650,000.00 | 8,503,124.17 |
| | | 10 MEXICAN BONOS 361120 | 1,600,000.00 | 1,971,784.80 |
| | | 5.75 MEXICAN BONO 260305 | 13,200,000.00 | 12,790,222.63 |
| | | 6.75 MEXICAN BONO 230309 | 2,500,000.00 | 2,540,325.00 |
| | | 7.5 MEXICAN BONOS 270603 | 7,100,000.00 | 7,357,805.26 |
| | | 7.75 MEXICAN BONO 310529 | 4,800,000.00 | 5,042,208.00 |
| | | 7.75 MEXICAN BONO 341123 | 1,700,000.00 | 1,768,629.00 |
| | | 7.75 MEXICAN BONO 421113 | 5,150,000.00 | 5,155,928.16 |
| | | 8 MEXICAN BONOS 231207 | 8,700,000.00 | 9,082,165.77 |
| | | 8 MEXICAN BONOS 471107 | 3,800,000.00 | 3,883,087.00 |
| | | 8.5 MEXICAN BONOS 290531 | 7,200,000.00 | 7,863,838.56 |
| | | 8.5 MEXICAN BONOS 381118 | 6,100,000.00 | 6,580,568.98 |
| メキシコペソ合計 | | | 69,500,000.00 | 72,539,687.33 (398,815,946) |
| イスラエルシェケル | 国債証券 | 1.5 ISRAEL FIXED 370531 | 530,000.00 | 516,114.00 |
| | | 2.25 ISRAEL FIXED 280928 | 1,300,000.00 | 1,463,345.00 |
| | | 3.75 ISRAEL FIXED 240331 | 1,950,000.00 | 2,162,160.00 |
| | | 5.5 ISRAEL FIXED 420131 | 1,080,000.00 | 1,777,734.00 |
| | | 6.25 ISRAEL FIXED 261030 | 1,050,000.00 | 1,418,497.50 |
| イスラエルシェケル合計 | | | 5,910,000.00 | 7,337,850.50 (251,399,160) |
| ポーランドズロチ | 国債証券 | 1.25 POLAND 301025 | 540,000.00 | 521,335.11 |
| | | 2.5 POLAND 260725 | 900,000.00 | 959,606.10 |
| | | 2.5 POLAND 270725 | 1,160,000.00 | 1,239,803.12 |
| | | 2.75 POLAND 280425 | 1,400,000.00 | 1,525,650.00 |
| | | 2.75 POLAND 291025 | 1,000,000.00 | 1,093,600.00 |
| | | 3.25 POLAND 250725 | 2,350,000.00 | 2,560,182.59 |
| | | 4 POLAND 231025 | 1,600,000.00 | 1,726,400.00 |
| | | 5.75 POLAND 220923 | 1,300,000.00 | 1,383,018.00 |
| | | 5.75 POLAND 290425 | 500,000.00 | 656,475.00 |

| | | | | |
|--------------------------|------------|--------------------------|---------------|--------------------------------|
| ポーランドズロチ合計 | | | 10,750,000.00 | 11,666,069.92 (331,064,398) |
| ユーロ | 国債証券 | 0 AUSTRIA GOVT 300220 | 450,000.00 | 462,610.35 |
| | | 0 BUND 260815 | 940,000.00 | 976,259.56 |
| | | 0 BUND 290815 | 990,000.00 | 1,039,273.29 |
| | | 0 BUND 300215 | 1,060,000.00 | 1,113,456.86 |
| | | 0 BUND 350515 | 850,000.00 | 883,797.70 |
| | | 0 BUND 500815 | 620,000.00 | 621,709.34 |
| | | 0 FINNISH GOVT 230915 | 50,000.00 | 50,802.20 |
| | | 0 NETH GOVT 240115 | 290,000.00 | 295,721.70 |
| | | 0 NETH GOVT 520115 | 220,000.00 | 215,038.12 |
| | | 0 O.A.T 250325 | 1,080,000.00 | 1,106,514.00 |
| | | 0 O.A.T 301125 | 1,580,000.00 | 1,611,560.50 |
| | | 0 OBL 231013 | 550,000.00 | 559,657.72 |
| | | 0 OBL 240405 | 670,000.00 | 684,498.13 |
| | | 0 OBL 241018 | 1,100,000.00 | 1,128,554.90 |
| | | 0.125 FINNISH GOV 360415 | 160,000.00 | 162,868.64 |
| | | 0.125 FINNISH GOV 520415 | 110,000.00 | 105,461.95 |
| | | 0.25 BUND 270215 | 940,000.00 | 992,020.54 |
| | | 0.25 BUND 280815 | 800,000.00 | 852,808.80 |
| | | 0.25 BUND 290215 | 1,000,000.00 | 1,068,777.00 |
| | | 0.25 NETH GOVT 250715 | 580,000.00 | 603,382.12 |
| | | 0.25 O.A.T 261125 | 900,000.00 | 939,997.80 |
| | | 0.35 ITALY GOVT 250201 | 1,060,000.00 | 1,082,979.74 |
| | | 0.5 AUSTRIA GOVT 270420 | 250,000.00 | 265,881.00 |
| | | 0.5 AUSTRIA GOVT 290220 | 340,000.00 | 363,564.78 |
| | | 0.5 BUND 250215 | 1,600,000.00 | 1,675,000.00 |
| | | 0.5 BUND 270815 | 850,000.00 | 913,380.25 |
| | | 0.5 BUND 280215 | 760,000.00 | 820,393.40 |
| | | 0.5 FINNISH GOVT 260415 | 470,000.00 | 496,471.34 |
| | | 0.5 FINNISH GOVT 280915 | 330,000.00 | 353,356.41 |
| | | 0.5 NETH GOVT 260715 | 420,000.00 | 445,662.00 |
| | | 0.5 NETH GOVT 400115 | 300,000.00 | 332,626.20 |
| | | 0.5 O.A.T 250525 | 1,220,000.00 | 1,274,704.80 |
| | | 0.5 O.A.T 260525 | 1,110,000.00 | 1,169,941.11 |
| | | 0.5 SPAIN GOVT 300430 | 750,000.00 | 780,157.50 |
| | | 0.6 SPAIN GOVT 291031 | 880,000.00 | 924,981.37 |
| | | 0.65 ITALY GOVT 231015 | 800,000.00 | 819,217.60 |
| 0.75 AUSTRIA GOVT 261020 | 290,000.00 | 311,283.10 | | |
| 0.75 AUSTRIA GOVT 280220 | 310,000.00 | 336,062.32 | | |
| 0.75 FINNISH GOVT 310415 | 170,000.00 | 187,455.77 | | |
| 0.75 NETH GOVT 270715 | 510,000.00 | 553,226.58 | | |

| | | |
|--------------------------|--------------|--------------|
| 0.75 NETH GOVT 280715 | 1,090,000.00 | 1,192,163.62 |
| 0.75 O.A.T 280525 | 1,560,000.00 | 1,689,130.56 |
| 0.75 O.A.T 281125 | 1,060,000.00 | 1,150,566.40 |
| 0.75 O.A.T 520525 | 750,000.00 | 771,363.00 |
| 0.8 BEL GOVT 250622 | 570,000.00 | 603,539.31 |
| 0.8 BEL GOVT 270622 | 700,000.00 | 756,985.60 |
| 0.8 BEL GOVT 280622 | 500,000.00 | 544,472.50 |
| 0.85 ITALY GOVT 270115 | 600,000.00 | 628,032.00 |
| 0.875 FINNISH GOV 250915 | 130,000.00 | 138,509.15 |
| 0.9 BEL GOVT 290622 | 680,000.00 | 749,058.76 |
| 0.9 IRISH GOVT 280515 | 310,000.00 | 337,850.40 |
| 0.9 ITALY GOVT 220801 | 150,000.00 | 152,096.13 |
| 0.95 ITALY GOVT 230315 | 1,350,000.00 | 1,381,149.90 |
| 1 BEL GOVT 310622 | 300,000.00 | 336,192.00 |
| 1 BUND 240815 | 1,530,000.00 | 1,614,739.05 |
| 1 BUND 250815 | 1,440,000.00 | 1,545,894.72 |
| 1 IRISH GOVT 260515 | 570,000.00 | 613,565.10 |
| 1 O.A.T 251125 | 1,230,000.00 | 1,318,072.92 |
| 1 O.A.T 270525 | 820,000.00 | 893,932.84 |
| 1 SPAIN GOVT 501031 | 460,000.00 | 445,721.14 |
| 1.1 IRISH GOVT 290515 | 250,000.00 | 277,845.50 |
| 1.125 FINNISH GOV 340415 | 110,000.00 | 127,300.77 |
| 1.2 AUSTRIA GOVT 251020 | 100,000.00 | 108,160.70 |
| 1.25 BUND 480815 | 660,000.00 | 892,785.30 |
| 1.25 ITALY GOVT 261201 | 630,000.00 | 673,316.28 |
| 1.25 O.A.T 340525 | 1,070,000.00 | 1,234,110.18 |
| 1.25 O.A.T 360525 | 1,090,000.00 | 1,264,546.06 |
| 1.3 IRISH GOVT 330515 | 430,000.00 | 495,788.28 |
| 1.35 IRISH GOVT 310318 | 230,000.00 | 264,150.40 |
| 1.375 FINNISH GOV 470415 | 180,000.00 | 234,662.04 |
| 1.4 SPAIN GOVT 280430 | 660,000.00 | 730,695.70 |
| 1.4 SPAIN GOVT 280730 | 670,000.00 | 743,580.07 |
| 1.45 BEL GOVT 370622 | 380,000.00 | 454,699.26 |
| 1.45 SPAIN GOVT 271031 | 1,500,000.00 | 1,660,374.00 |
| 1.45 SPAIN GOVT 290430 | 650,000.00 | 727,016.55 |
| 1.5 AUSTRIA GOVT 470220 | 300,000.00 | 389,279.70 |
| 1.5 AUSTRIA GOVT 861102 | 90,000.00 | 130,579.21 |
| 1.5 BUND 240515 | 1,110,000.00 | 1,181,674.92 |
| 1.5 IRISH GOVT 500515 | 160,000.00 | 197,181.12 |
| 1.5 ITALY GOVT 250601 | 650,000.00 | 693,100.20 |
| 1.5 O.A.T 310525 | 1,390,000.00 | 1,622,376.03 |
| 1.5 O.A.T 500525 | 830,000.00 | 1,029,117.00 |

| | | |
|--------------------------|--------------|--------------|
| 1.5 SPAIN GOVT 270430 | 1,400,000.00 | 1,548,635.20 |
| 1.6 BEL GOVT 470622 | 370,000.00 | 462,184.02 |
| 1.6 ITALY GOVT 260601 | 1,170,000.00 | 1,265,842.53 |
| 1.6 SPAIN GOVT 250430 | 1,110,000.00 | 1,198,414.94 |
| 1.65 AUSTRIA GOVT 241021 | 750,000.00 | 808,207.50 |
| 1.65 ITALY GOVT 320301 | 720,000.00 | 796,822.56 |
| 1.7 IRISH GOVT 370515 | 270,000.00 | 332,324.10 |
| 1.75 AUSTRIA GOVT 231020 | 350,000.00 | 369,440.05 |
| 1.75 BUND 240215 | 720,000.00 | 767,039.40 |
| 1.75 NETH GOVT 230715 | 190,000.00 | 199,430.17 |
| 1.75 O.A.T 241125 | 1,220,000.00 | 1,319,558.10 |
| 1.75 O.A.T 390625 | 900,000.00 | 1,138,068.90 |
| 1.75 O.A.T 660525 | 490,000.00 | 669,419.38 |
| 1.85 ITALY GOVT 240515 | 400,000.00 | 424,574.08 |
| 1.95 SPAIN GOVT 260430 | 980,000.00 | 1,090,942.86 |
| 1.95 SPAIN GOVT 300730 | 1,390,000.00 | 1,625,949.72 |
| 2 FINNISH GOVT 240415 | 220,000.00 | 236,581.40 |
| 2 IRISH GOVT 450218 | 210,000.00 | 282,544.08 |
| 2 ITALY GOVT 251201 | 720,000.00 | 787,630.32 |
| 2 ITALY GOVT 280201 | 920,000.00 | 1,032,218.84 |
| 2 NETH GOVT 240715 | 250,000.00 | 270,701.75 |
| 2 O.A.T 480525 | 740,000.00 | 1,009,698.18 |
| 2.05 ITALY GOVT 270801 | 580,000.00 | 649,424.20 |
| 2.1 AUSTRIA GOVT 170920 | 180,000.00 | 330,042.24 |
| 2.15 BEL GOVT 660622 | 250,000.00 | 377,617.50 |
| 2.15 SPAIN GOVT 251031 | 1,000,000.00 | 1,112,600.00 |
| 2.2 ITALY GOVT 270601 | 600,000.00 | 676,089.60 |
| 2.25 BEL GOVT 570622 | 180,000.00 | 267,936.30 |
| 2.25 ITALY GOVT 360901 | 640,000.00 | 753,248.00 |
| 2.25 O.A.T 240525 | 2,350,000.00 | 2,546,993.45 |
| 2.35 SPAIN GOVT 330730 | 1,030,000.00 | 1,271,872.84 |
| 2.4 AUSTRIA GOVT 340523 | 220,000.00 | 289,668.50 |
| 2.4 IRISH GOVT 300515 | 330,000.00 | 407,808.72 |
| 2.45 ITALY GOVT 231001 | 550,000.00 | 584,189.10 |
| 2.45 ITALY GOVT 330901 | 650,000.00 | 776,180.60 |
| 2.45 ITALY GOVT 500901 | 410,000.00 | 496,246.24 |
| 2.5 BUND 440704 | 900,000.00 | 1,458,621.90 |
| 2.5 BUND 460815 | 810,000.00 | 1,345,766.40 |
| 2.5 ITALY GOVT 241201 | 330,000.00 | 360,540.84 |
| 2.5 ITALY GOVT 251115 | 620,000.00 | 691,126.21 |
| 2.5 NETH GOVT 330115 | 590,000.00 | 782,737.66 |
| 2.5 O.A.T 300525 | 1,950,000.00 | 2,435,702.10 |
| 2.6 BEL GOVT 240622 | 500,000.00 | 548,348.00 |

| | | | |
|--------------------------|--------------|--------------|--|
| 2.625 FINNISH GOV 420704 | 40,000.00 | 61,204.20 | |
| 2.7 ITALY GOVT 470301 | 400,000.00 | 503,714.40 | |
| 2.7 SPAIN GOVT 481031 | 350,000.00 | 486,825.50 | |
| 2.75 FINNISH GOVT 280704 | 200,000.00 | 246,511.60 | |
| 2.75 NETH GOVT 470115 | 440,000.00 | 752,049.76 | |
| 2.75 O.A.T 271025 | 1,230,000.00 | 1,484,769.90 | |
| 2.8 ITALY GOVT 281201 | 590,000.00 | 700,954.81 | |
| 2.8 ITALY GOVT 670301 | 550,000.00 | 686,271.85 | |
| 2.9 SPAIN GOVT 461031 | 420,000.00 | 599,521.86 | |
| 3 BEL GOVT 340622 | 520,000.00 | 720,143.84 | |
| 3 ITALY GOVT 290801 | 950,000.00 | 1,152,849.70 | |
| 3.15 AUSTRIA GOVT 440620 | 220,000.00 | 366,114.21 | |
| 3.25 BUND 420704 | 460,000.00 | 799,305.20 | |
| 3.25 ITALY GOVT 460901 | 470,000.00 | 646,585.58 | |
| 3.25 O.A.T 450525 | 690,000.00 | 1,127,424.12 | |
| 3.35 ITALY GOVT 350301 | 610,000.00 | 800,952.42 | |
| 3.4 IRISH GOVT 240318 | 120,000.00 | 132,799.80 | |
| 3.45 ITALY GOVT 480301 | 430,000.00 | 613,812.10 | |
| 3.45 SPAIN GOVT 660730 | 470,000.00 | 768,010.36 | |
| 3.5 ITALY GOVT 300301 | 1,270,000.00 | 1,607,215.48 | |
| 3.5 O.A.T 260425 | 1,270,000.00 | 1,520,973.59 | |
| 3.75 BEL GOVT 450622 | 350,000.00 | 608,407.80 | |
| 3.75 ITALY GOVT 240901 | 850,000.00 | 956,462.50 | |
| 3.75 NETH GOVT 420115 | 440,000.00 | 787,902.72 | |
| 3.8 AUSTRIA GOVT 620126 | 110,000.00 | 245,339.49 | |
| 3.8 SPAIN GOVT 240430 | 1,440,000.00 | 1,612,537.92 | |
| 3.85 ITALY GOVT 490901 | 350,000.00 | 535,355.45 | |
| 4 BEL GOVT 320328 | 270,000.00 | 391,183.83 | |
| 4 BUND 370104 | 650,000.00 | 1,093,628.25 | |
| 4 FINNISH GOVT 250704 | 60,000.00 | 71,295.84 | |
| 4 ITALY GOVT 370201 | 1,030,000.00 | 1,463,742.27 | |
| 4 NETH GOVT 370115 | 510,000.00 | 843,633.78 | |
| 4 O.A.T 381025 | 690,000.00 | 1,133,256.00 | |
| 4 O.A.T 550425 | 490,000.00 | 985,672.73 | |
| 4 O.A.T 600425 | 470,000.00 | 992,835.05 | |
| 4.15 AUSTRIA GOVT 370315 | 420,000.00 | 690,112.08 | |
| 4.2 SPAIN GOVT 370131 | 790,000.00 | 1,218,812.00 | |
| 4.25 BEL GOVT 410328 | 510,000.00 | 887,420.91 | |
| 4.25 BUND 390704 | 500,000.00 | 915,230.00 | |
| 4.25 O.A.T 231025 | 1,660,000.00 | 1,843,764.31 | |
| 4.4 SPAIN GOVT 231031 | 950,000.00 | 1,056,571.95 | |
| 4.5 BEL GOVT 260328 | 810,000.00 | 1,007,832.78 | |

| | | |
|--------------------------|--------------|--------------|
| 4.5 ITALY GOVT 230501 | 750,000.00 | 814,961.25 |
| 4.5 ITALY GOVT 240301 | 900,000.00 | 1,013,056.20 |
| 4.5 ITALY GOVT 260301 | 840,000.00 | 1,018,936.03 |
| 4.5 O.A.T 410425 | 1,050,000.00 | 1,889,520.15 |
| 4.65 SPAIN GOVT 250730 | 610,000.00 | 736,590.43 |
| 4.7 SPAIN GOVT 410730 | 570,000.00 | 981,326.82 |
| 4.75 BUND 280704 | 550,000.00 | 762,809.30 |
| 4.75 BUND 340704 | 710,000.00 | 1,199,197.81 |
| 4.75 BUND 400704 | 480,000.00 | 945,455.52 |
| 4.75 ITALY GOVT 230801 | 1,250,000.00 | 1,379,898.37 |
| 4.75 ITALY GOVT 280901 | 890,000.00 | 1,173,829.90 |
| 4.75 ITALY GOVT 440901 | 480,000.00 | 799,669.33 |
| 4.75 O.A.T 350425 | 720,000.00 | 1,184,941.44 |
| 4.8 SPAIN GOVT 240131 | 1,070,000.00 | 1,213,829.40 |
| 4.85 AUSTRIA GOVT 260315 | 250,000.00 | 314,835.50 |
| 4.9 SPAIN GOVT 400730 | 620,000.00 | 1,081,491.42 |
| 5 BEL GOVT 350328 | 490,000.00 | 822,546.83 |
| 5 ITALY GOVT 250301 | 980,000.00 | 1,164,901.50 |
| 5 ITALY GOVT 340801 | 780,000.00 | 1,179,308.52 |
| 5 ITALY GOVT 390801 | 920,000.00 | 1,493,496.72 |
| 5 ITALY GOVT 400901 | 790,000.00 | 1,297,520.49 |
| 5.15 SPAIN GOVT 281031 | 330,000.00 | 457,073.13 |
| 5.15 SPAIN GOVT 441031 | 370,000.00 | 700,022.25 |
| 5.25 ITALY GOVT 291101 | 1,120,000.00 | 1,571,747.52 |
| 5.5 BEL GOVT 280328 | 590,000.00 | 832,473.48 |
| 5.5 BUND 310104 | 850,000.00 | 1,352,431.32 |
| 5.5 ITALY GOVT 221101 | 570,000.00 | 611,879.04 |
| 5.5 NETH GOVT 280115 | 520,000.00 | 728,518.44 |
| 5.5 O.A.T 290425 | 1,540,000.00 | 2,252,493.32 |
| 5.625 BUND 280104 | 350,000.00 | 496,517.00 |
| 5.75 ITALY GOVT 330201 | 660,000.00 | 1,029,307.62 |
| 5.75 O.A.T 321025 | 920,000.00 | 1,531,432.00 |
| 5.75 SPAIN GOVT 320730 | 700,000.00 | 1,119,374.90 |
| 5.9 SPAIN GOVT 260730 | 1,170,000.00 | 1,541,540.52 |
| 6 ITALY GOVT 310501 | 1,020,000.00 | 1,555,945.74 |
| 6 O.A.T 251025 | 700,000.00 | 899,640.00 |
| 6 SPAIN GOVT 290131 | 870,000.00 | 1,271,595.99 |
| 6.25 AUSTRIA GOVT 270715 | 210,000.00 | 297,163.12 |
| 6.25 BUND 240104 | 480,000.00 | 562,354.56 |
| 6.25 BUND 300104 | 390,000.00 | 623,215.32 |
| 6.5 BUND 270704 | 150,000.00 | 215,977.35 |
| 6.5 ITALY GOVT 271101 | 870,000.00 | 1,216,019.70 |
| 7.25 ITALY GOVT 261101 | 550,000.00 | 761,019.16 |

| | | | | |
|-------|---------------------|----------------|------------------------------------|--|
| | 9 ITALY GOVT 231101 | 700,000.00 | 847,231.00 | |
| ユーロ合計 | | 142,840,000.00 | 176,437,582.69 (22,853,960,085) | |
| | 合計 | | 56,991,699,688 (56,991,699,688) | |

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 種類 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 有価証券の 合計金額に 対する比率 |
|-------------|------------|--------------|-------------------------|
| アメリカドル | 国債証券 120銘柄 | 100.00% | 45.83% |
| カナダドル | 国債証券 17銘柄 | 100.00% | 2.02% |
| オーストラリアドル | 国債証券 20銘柄 | 100.00% | 1.92% |
| イギリスポンド | 国債証券 30銘柄 | 100.00% | 6.52% |
| シンガポールドル | 国債証券 11銘柄 | 100.00% | 0.44% |
| マレーシアリングgit | 国債証券 19銘柄 | 100.00% | 0.48% |
| スウェーデンクローネ | 国債証券 7銘柄 | 100.00% | 0.29% |
| ノルウェークローネ | 国債証券 9銘柄 | 100.00% | 0.22% |
| デンマーククローネ | 国債証券 6銘柄 | 100.00% | 0.47% |
| メキシコペソ | 国債証券 12銘柄 | 100.00% | 0.70% |
| イスラエルシェケル | 国債証券 5銘柄 | 100.00% | 0.44% |
| ポーランドズロチ | 国債証券 9銘柄 | 100.00% | 0.58% |
| ユーロ | 国債証券 211銘柄 | 100.00% | 40.10% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ 外国債券オープン】

【純資産額計算書】

令和 3年 8月31日現在

（単位：円）

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 2,580,990,311 |
| 負債総額 | 6,158,071 |
| 純資産総額（ - ） | 2,574,832,240 |
| 発行済口数 | 1,826,083,158口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 1.4100 |
| （10,000口当たり） | （14,100） |

（参考）

三菱UFJ 外国債券マザーファンド

純資産額計算書

令和 3年 8月31日現在

（単位：円）

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 58,639,827,832 |
| 負債総額 | 744,144,167 |
| 純資産総額（ - ） | 57,895,683,665 |
| 発行済口数 | 19,266,614,531口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 3.0050 |
| （10,000口当たり） | （30,050） |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、

ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2021年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 887 | 17,959,631 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,409,049 |
| 単位型株式投資信託 | 82 | 368,482 |
| 単位型公社債投資信託 | 45 | 181,908 |
| 合計 | 1,030 | 19,919,070 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」「(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第35期 (令和2年3月31日現在) | 第36期 (令和3年3月31日現在) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2 56,398,457 | 2 56,803,388 |
| 有価証券 | 1,960,318 | 2,001 |
| 前払費用 | 575,904 | 598,135 |
| 未収入金 | 14,559 | 31,359 |
| 未収委託者報酬 | 10,296,453 | 13,216,357 |
| 未収収益 | 2 638,994 | 2 662,230 |
| 金銭の信託 | 100,000 | 2,300,000 |

| | | | | |
|------------|---|------------|---|-------------|
| その他 | | 254,330 | | 269,506 |
| 流動資産合計 | | 70,239,017 | | 73,882,978 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 584,048 | 1 | 548,902 |
| 器具備品 | 1 | 871,893 | 1 | 1,435,369 |
| 土地 | | 628,433 | | 628,433 |
| 有形固定資産合計 | | 2,084,375 | | 2,612,705 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 3,369,611 | | 3,569,171 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 1,374,932 | | 1,895,190 |
| 無形固定資産合計 | | 4,760,365 | | 5,480,184 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 16,704,756 | | 18,616,670 |
| 関係会社株式 | | 320,136 | | 320,136 |
| 投資不動産 | 1 | 819,255 | 1 | 814,684 |
| 長期差入保証金 | | 565,358 | | 538,497 |
| 前払年金費用 | | 375,031 | | 258,835 |
| 繰延税金資産 | | 1,912,824 | | 916,962 |
| その他 | | 45,230 | | 45,230 |
| 貸倒引当金 | | 23,600 | | 23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 20,718,993 | | 21,487,417 |
| 固定資産合計 | | 27,563,734 | | 29,580,307 |
| 資産合計 | | 97,802,752 | | 103,463,286 |

(単位：千円)

| | 第35期 (令和2年3月31日現在) | 第36期 (令和3年3月31日現在) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 687,565 | 533,622 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 131,478 | 158,856 |
| 未払償還金 | 395,400 | 133,877 |
| 未払手数料 | 2 4,026,078 | 2 5,200,810 |
| その他未払金 | 2 3,818,195 | 2 4,412,521 |
| 未払費用 | 2 4,402,578 | 2 4,755,909 |
| 未払消費税等 | 629,469 | 752,617 |
| 未払法人税等 | 617,341 | 873,027 |
| 賞与引当金 | 933,517 | 933,381 |
| 役員賞与引当金 | 124,590 | 160,710 |
| その他 | 701,285 | 691,143 |
| 流動負債合計 | 16,467,499 | 18,606,476 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | 32,400 | 21,600 |
| 退職給付引当金 | 1,010,401 | 1,145,514 |
| 役員退職慰労引当金 | 130,784 | 117,938 |

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 時効後支払損引当金 | 238,811 | 245,426 |
| 固定負債合計 | 1,412,398 | 1,530,479 |
| 負債合計 | 17,879,897 | 20,136,956 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,131 | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,572,096 | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | 41,160,616 | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | 44,732,712 | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 342,589 | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 6,998,000 | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | 25,847,605 | 26,951,289 |
| 利益剰余金合計 | 33,188,194 | 34,291,879 |
| 株主資本合計 | 79,921,039 | 81,024,723 |

(単位：千円)

| | 第35期 (令和2年3月31日現在) | 第36期 (令和3年3月31日現在) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,815 | 2,301,606 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,815 | 2,301,606 |
| 純資産合計 | 79,922,854 | 83,326,329 |
| 負債純資産合計 | 97,802,752 | 103,463,286 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第35期 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日) | 第36期 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日) |
|---------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 67,967,489 | 67,963,712 |
| 投資顧問料 | 2,385,084 | 2,443,980 |
| その他営業収益 | 16,085 | 21,613 |
| 営業収益合計 | 70,368,658 | 70,429,306 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 2 27,106,451 | 2 26,689,896 |
| 広告宣伝費 | 696,418 | 668,150 |
| 公告費 | 1,000 | 250 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 1,857,271 | 2,077,942 |
| 委託調査費 | 11,579,175 | 12,035,954 |
| 事務委託費 | 847,769 | 798,528 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 153,731 | 296,490 |

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 印刷費 | 427,118 | 378,180 |
| 協会費 | 52,053 | 51,841 |
| 諸会費 | 15,990 | 16,613 |
| 事務機器関連費 | 1,953,926 | 1,977,769 |
| その他営業雑経費 | | 8,391 |
| 営業費用合計 | 44,690,907 | 45,000,009 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 331,987 | 352,879 |
| 給料・手当 | 6,611,427 | 6,461,546 |
| 賞与引当金繰入 | 933,517 | 933,381 |
| 役員賞与引当金繰入 | 124,590 | 160,710 |
| 福利厚生費 | 1,276,950 | 1,272,568 |
| 交際費 | 11,871 | 2,721 |
| 旅費交通費 | 165,891 | 22,768 |
| 租税公課 | 360,165 | 402,939 |
| 不動産賃借料 | 647,402 | 666,331 |
| 退職給付費用 | 422,919 | 481,135 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 48,183 | 11,763 |
| 固定資産減価償却費 | 1,307,555 | 1,358,911 |
| 諸経費 | 427,212 | 413,538 |
| 一般管理費合計 | 12,669,674 | 12,541,193 |
| 営業利益 | 13,008,076 | 12,888,103 |

(単位：千円)

| | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) | 第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 90,965 | 170,807 |
| 受取利息 | 2 4,169 | 2 2,726 |
| 投資有価証券償還益 | 585,179 | 81,557 |
| 収益分配金等時効完成分 | 101,734 | 275,835 |
| 受取賃貸料 | 2 65,808 | 2 65,808 |
| その他 | 19,987 | 12,504 |
| 営業外収益合計 | 867,845 | 609,239 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券償還損 | 96,379 | 95,946 |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 16,395 |
| 事務過誤費 | 3,483 | |
| 賃貸関連費用 | 20,339 | 13,472 |
| その他 | 1,920 | 2,932 |
| 営業外費用合計 | 122,122 | 128,747 |
| 経常利益 | 13,753,799 | 13,368,595 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 174,842 | 2,007,655 |
| 特別利益合計 | 174,842 | 2,007,655 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 75,963 | 51,737 |
| 投資有価証券評価損 | 163,865 | 26,317 |
| 固定資産除却損 | 1 8,832 | 1 536 |

| | | | |
|--------------|---|------------|------------|
| 固定資産売却損 | | 435 | |
| 特別損失合計 | | 249,096 | 78,591 |
| 税引前当期純利益 | | 13,679,545 | 15,297,659 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 4,146,534 | 2 |
| 法人税等調整額 | | 79,824 | 19,122 |
| 法人税等合計 | | 4,226,359 | 4,736,304 |
| 当期純利益 | | 9,453,186 | 10,561,354 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,069,594 | 33,410,184 | 80,143,028 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 9,675,175 | 9,675,175 | 9,675,175 |
| 当期純利益 | | | | | | | 9,453,186 | 9,453,186 | 9,453,186 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 221,989 | 221,989 | 221,989 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 25,847,605 | 33,188,194 | 79,921,039 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,126,733 | 1,126,733 | 81,269,762 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 9,675,175 |
| 当期純利益 | | | 9,453,186 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,124,917 | 1,124,917 | 1,124,917 |
| 当期変動額合計 | 1,124,917 | 1,124,917 | 1,346,907 |
| 当期末残高 | 1,815 | 1,815 | 79,922,854 |

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 25,847,605 | 33,188,194 | 79,921,039 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 9,457,670 | 9,457,670 | 9,457,670 |
| 当期純利益 | | | | | | | 10,561,354 | 10,561,354 | 10,561,354 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 1,103,684 | 1,103,684 | 1,103,684 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,951,289 | 34,291,879 | 81,024,723 |

評価・換算差額等

| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
| 当期首残高 | 1,815 | 1,815 | 79,922,854 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 9,457,670 |
| 当期純利益 | | | 10,561,354 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | 2,299,791 | 2,299,791 | 2,299,791 |
| 当期変動額合計 | 2,299,791 | 2,299,791 | 3,403,475 |
| 当期末残高 | 2,301,606 | 2,301,606 | 83,326,329 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-------|--------|
| 建物 | 5年～50年 |
| 器具備品 | 2年～20年 |
| 投資不動産 | 3年～47年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法に

については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・ 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・ 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・ 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・ 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 第35期 (令和2年3月31日現在) | 第36期 (令和3年3月31日現在) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 599,542千円 | 643,920千円 |
| 器具備品 | 1,408,613千円 | 1,545,179千円 |
| 投資不動産 | 145,391千円 | 151,833千円 |

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第35期 (令和2年3月31日現在) | 第36期 (令和3年3月31日現在) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 預金 | 314,247千円 | 40,328,414千円 |
| 未収収益 | 15,773千円 | 14,138千円 |
| 未払手数料 | 712,210千円 | 772,495千円 |
| その他未払金 | 3,029,426千円 | 3,425,136千円 |
| 未払費用 | 432,019千円 | 349,222千円 |

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

| | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) | 第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) |
|------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 器具備品 | 8,832千円 | 536千円 |
| 計 | 8,832千円 | 536千円 |

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) | 第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) |
|--|--------------------------------------|-------------------------------------|
|--|--------------------------------------|-------------------------------------|

| | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 支払手数料 | 5,234,629千円 | 5,128,270千円 |
| 受取利息 | 2千円 | 143千円 |
| 受取賃貸料 | 65,808千円 | 65,808千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,030,180千円 | 3,492,898千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| 基準日 | 平成31年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和元年6月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| 基準日 | 令和2年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| 基準日 | 令和2年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 10,576,511千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 49,988円 |
| 基準日 | 令和3年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和3年6月29日 |

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第35期 (令和2年3月31日現在) | 第36期 (令和3年3月31日現在) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 1年内 | 675,956千円 | 709,808千円 |
| 1年超 | | 709,808千円 |
| 合計 | 675,956千円 | 1,419,616千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 56,398,457 | 56,398,457 | - |
| (2) 有価証券 | 1,960,318 | 1,960,318 | - |
| (3) 金銭の信託 | 100,000 | 100,000 | - |
| (4) 未収委託者報酬 | 10,296,453 | 10,296,453 | - |
| (5) 投資有価証券 | 16,673,396 | 16,673,396 | - |
| 資産計 | 85,428,625 | 85,428,625 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,026,078 | 4,026,078 | - |
| 負債計 | 4,026,078 | 4,026,078 | - |

第36期(令和3年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 56,803,388 | 56,803,388 | - |
| (2) 有価証券 | 2,001 | 2,001 | - |
| (3) 金銭の信託 | 2,300,000 | 2,300,000 | - |
| (4) 未収委託者報酬 | 13,216,357 | 13,216,357 | - |
| (5) 投資有価証券 | 18,585,310 | 18,585,310 | - |
| 資産計 | 90,907,057 | 90,907,057 | - |
| (1) 未払手数料 | 5,200,810 | 5,200,810 | - |
| 負債計 | 5,200,810 | 5,200,810 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 第35期 (令和2年3月31日現在) | 第36期 (令和3年3月31日現在) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 31,360 | 31,360 |
| 子会社株式 | 160,600 | 160,600 |
| 関連会社株式 | 159,536 | 159,536 |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 56,398,457 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 100,000 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,296,453 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 1,960,318 | 5,652,257 | 4,813,929 | 27,375 |
| 合計 | 68,755,228 | 5,652,257 | 4,813,929 | 27,375 |

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 56,803,388 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 2,300,000 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 13,216,357 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 2,001 | 8,412,286 | 3,123,026 | 11,398 |
| 合計 | 72,321,747 | 8,412,286 | 3,123,026 | 11,398 |

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|----------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 9,859,345 | 8,694,010 | 1,165,334 |
| | 小計 | 9,859,345 | 8,694,010 | 1,165,334 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 8,874,369 | 10,037,087 | 1,162,718 |
| | 小計 | 8,874,369 | 10,037,087 | 1,162,718 |
| 合計 | | 18,733,714 | 18,731,098 | 2,616 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|----------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 14,810,957 | 11,362,471 | 3,448,485 |
| | 小計 | 14,810,957 | 11,362,471 | 3,448,485 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 6,076,354 | 6,207,447 | 131,093 |
| | 小計 | 6,076,354 | 6,207,447 | 131,093 |
| 合計 | | 20,887,311 | 17,569,919 | 3,317,392 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | 8,940 | - | 15,060 |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 2,035,469 | 174,842 | 60,903 |
| 合計 | 2,044,409 | 174,842 | 75,963 |

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 5,747,529 | 2,007,655 | 51,737 |
| 合計 | 5,747,529 | 2,007,655 | 51,737 |

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) | 第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) |
|------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,712,289 千円 | 3,718,736 千円 |
| 勤務費用 | 204,225 | 203,106 |
| 利息費用 | 17,557 | 19,110 |
| 数理計算上の差異の 発生額 | 52,430 | 18,826 |
| 退職給付の支払額 | 162,904 | 192,890 |
| 過去勤務費用の発生額 | - | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,718,736 | 3,729,235 |

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) | 第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) |
|------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 2,666,937 千円 | 2,460,824 千円 |
| 期待運用収益 | 47,757 | 44,130 |
| 数理計算上の差異の 発生額 | 164,633 | 304,281 |
| 事業主からの拠出額 | 51,282 | - |
| 退職給付の支払額 | 140,518 | 159,390 |
| 年金資産の期末残高 | 2,460,824 | 2,649,846 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第35期 (令和2年3月31日現在) | 第36期 (令和3年3月31日現在) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 積立型制度の 退職給付債務 | 2,969,807 千円 | 2,810,893 千円 |
| 年金資産 | 2,460,824 | 2,649,846 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 508,982 | 161,046 |
| 未積立退職給付債務 | 748,929 | 918,342 |
| 未認識数理計算上の差異 | 1,257,911 | 1,079,388 |
| 未認識過去勤務費用 | 203,136 | 161,333 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 419,405 | 354,043 |
| | 635,370 | 886,678 |
| 退職給付引当金 | 1,010,401 | 1,145,514 |
| 前払年金費用 | 375,031 | 258,835 |

| | | |
|---------------------|---------|---------|
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 635,370 | 886,678 |
|---------------------|---------|---------|

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第35期 | 第36期 |
|-----------------|------------------------------|-----------------------------|
| | (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) | (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) |
| 勤務費用 | 204,225 千円 | 203,106 千円 |
| 利息費用 | 17,557 | 19,110 |
| 期待運用収益 | 47,757 | 44,130 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 24,035 | 41,361 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 65,361 | 65,361 |
| その他 | 6,427 | 44,446 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 269,848 | 329,255 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第35期 | 第36期 |
|-----|---------------|---------------|
| | (令和2年3月31日現在) | (令和3年3月31日現在) |
| 債券 | 64.7 % | 62.7 % |
| 株式 | 32.3 | 35.4 |
| その他 | 3.0 | 1.9 |
| 合計 | 100 | 100 |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第35期 | 第36期 |
|-----------|---------------|---------------|
| | (令和2年3月31日現在) | (令和3年3月31日現在) |
| 割引率 | 0.095 ~ 0.52% | 0.051 ~ 0.59% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5 ~ 1.8% | 1.5 ~ 1.8% |

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第35期 | 第36期 |
|-----------|---------------|---------------|
| | (令和2年3月31日現在) | (令和3年3月31日現在) |
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 427,046千円 | 418,394千円 |
| 投資有価証券評価損 | 226,322 | 188,859 |
| 未払事業税 | 117,461 | 180,263 |
| 賞与引当金 | 285,842 | 285,801 |
| 役員賞与引当金 | 19,703 | 25,472 |
| 役員退職慰労引当金 | 40,046 | 36,112 |
| 退職給付引当金 | 309,384 | 350,756 |

| | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 減価償却超過額 | 96,767 | 68,024 |
| 委託者報酬 | 213,044 | 209,938 |
| 長期差入保証金 | 40,180 | 48,639 |
| 時効後支払損引当金 | 73,124 | 75,149 |
| 連結納税適用による時価評価 | 57,656 | 38,873 |
| その他 | 123,248 | 87,023 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,029,829 | 2,013,308 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産 合計 | 2,029,829 | 2,013,308 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 114,834 | 79,225 |
| 連結納税適用による時価評価 | 1,260 | 1,203 |
| その他有価証券評価差額金 | 801 | 1,015,785 |
| その他 | 109 | 101 |
| 繰延税金負債 合計 | 117,005 | 1,096,346 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,912,824 | 916,962 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第35期(令和2年3月31日現在)及び第36期(令和3年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)及び第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)及び第36期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-----|------------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------------|---|--|--------------------------------------|-------------------|------------------------------------|
| 親会社 | (株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田 区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注1) | 3,030,180 千円 | その他未払金 | 3,029,426 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ 信託銀行(株) | 東京都 千代田 区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3) | 5,234,629 千円 583,270 千円 | 未払手数料 未払費用 | 712,210 千円 302,681 千円 |

第36期（自令和2年4月1日至令和3年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-----|------------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------------|---|--|--------------------------------------|-------------------|------------------------------------|
| 親会社 | (株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田 区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注1) | 3,492,898 千円 | その他未払金 | 3,425,136 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ 信託銀行(株) | 東京都 千代田 区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3) | 5,128,270 千円 523,327 千円 | 未払手数料 未払費用 | 772,495 千円 290,120 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注3) | 科目 | 期末残高(注3) |
|----|--------|-----|-----|-------|----------------|-----------|-------|----------|----|----------|
|----|--------|-----|-----|-------|----------------|-----------|-------|----------|----|----------|

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------|---------|------------------|-----|----|-------------------------------|-----------------------|--------------------|------------------|---------------|------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 4,073,855 千円 | 未払手数料 | 697,109 千円 | |
| | | | | | | | 取引銀行 | コーラブル預金の払戻（注2） | 20,000,000 千円 | | |
| | | | | | | | | コーラブル預金の預入（注2） | 20,000,000 千円 | 現金及び預金 | 20,000,000 千円 |
| | | | | | | | | コーラブル預金に係る受取利息（注2） | 4,126 千円 | 未収収益 | 997 千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 5,714,501 千円 | 未払手数料 | 944,351 千円 | |

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注3) | 科目 | 期末残高(注3) |
|-------------|--------------------|---------|------------------|-------|----------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 3,729,785 千円 | 未払手数料 | 764,501 千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） | 5,655,482 千円 | 未払手数料 | 1,193,245 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

| | 第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日） | 第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日） |
|--------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 377,741.17円 | 393,827.09円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 44,678.80円 | 49,916.36円 |

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第35期 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日） | 第36期 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日） |
|--------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 当期純利益金額（千円） | 9,453,186 | 10,561,354 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 9,453,186 | 10,561,354 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 211,581 | 211,581 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (2021年3月末現在) | 事業の内容 |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 株式会社北海道銀行 | 93,524 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社南都銀行 | 37,924 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社紀陽銀行 | 80,096 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社中国銀行 | 15,149 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社肥後銀行 | 18,128 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 九州FG証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| めぶき証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年8月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。

(2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていません。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- (3) 投資信託説明書(請求目論見書)に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

| | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 青 | 木 | 裕 | 晃 | 印 |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|

| | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊 | 藤 | 鉄 | 也 | 印 |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年9月15日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ外国債券オープン（令和2年8月12日から令和3年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ外国債券オープンの令和3年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。